

官報 号外

平成二十八年四月十五日

○第九十回国 参議院会議録第二十号

平成二十八年四月十五日(金曜日)

午後零時十二分開議

○議事日程 第二十号

平成二十八年四月十五日

午後零時十分開議

第一 航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会内閣提出、第百九十四回国会衆議院送付)

第二 航空業務に関する日本国とラオス人民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会内閣提出、第百九十四回国会衆議院送付)

第三 サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付

第四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

平成二十八年四月十五日 参議院会議録第二十号

○議長(山崎正昭君) 昨日の熊本県熊本地方を震源とする地震により多方面に被害がもたらされました。

会議を開くに先立ち、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、その御遺族に對しまして、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 航空業務に関する日本国とラオス人民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも第百八十九回国会内閣提出、第百九十四回国会衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長佐藤正久君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(佐藤正久君登壇、拍手)

○佐藤正久君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

カンボジア及びラオスとの航空協定は、いずれも我が国との間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、航空協定締結による経済的効果と両国との関係強化、今後の航空協定締結の交渉方針、日・ASEAN航空協定締結の見通し等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、両件は全会一致をもつて承認すること

に決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第三 サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長神本美恵子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(神本美恵子君登壇、拍手)

○神本美恵子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティの確保のために国が行う情報システムに対する不正な活動の監視及び分析等の対象を独立行政法人等に拡大するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部の事務の一部を独立行政法人情報処理推進機構等に委託することができることとし、あわせて、当該委託に係る事務を同機構の業務とするほか、情報処理安全確保支援士制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査等の対象及び事務の委託先の選定の在り方、情報セキュリティ教育の重要性、サイバーセキュリティに関する諸外国との連携の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員長より、原子力災害の発生を防止するためのサイバーセキュリティの確保、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の追加等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

サイバーセキュリティ

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
す。

投票総数

二百二十一

賛成

二百五

反対

十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長小見山幸治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小見山幸治君登壇、拍手〕

○小見山幸治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応

して、中小企業者等の経営の強化を図ることが重要であることに鑑み、事業分野別に新たに経営力の向上のための取組等を示した指針を主務大臣において定めることとするともに、当該取組を支援するための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、認定経営革新等支援機関による支援の在り方、中小企業施策に係るPDC Aサイクル確立の必要性、経営力向上計画の認定基準、固定資産税による設備投資減税の効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
す。

投票総数

二百二十二

賛成

二百二十二

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第五 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 第百八十九回国会内閣提出衆議院送付を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長三原じゅん子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三原じゅん子君登壇、拍手〕

○三原じゅん子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百八十九回国会において衆議院より送付され、本院において継続審査となつていたものであります。

本法律案の内容は、企業年金制度等について、働き方の多様化を始め社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務の追加等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、個人型確定拠出年金の普及促進策、制度間のポータビリティの拡充の在り方、元本確保型の運用商品の提供の在り方等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局しましたところ、自由民主党及び公明党を代表して羽生田俊理事より、この法律の企業年金連合会の業務に関する規定等の施行期日を平成二十七年十月一日から平成二十八年七月一日に改める等の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より原案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より原案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
す。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
す。

投票総数

二百二十一

賛成

二百五

反対

十六

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

議員

清水 貴之君	和田 政宗君
河野 義博君	佐々木さやか君
藤巻 健史君	中野 正志君
平木 大作君	矢倉 克夫君

儀間 光男君	中山 恭子君
石川 博崇君	新妻 秀規君
宮本 周司君	東 徹君
竹谷とし子君	横山 信一君
藤川 政人君	三原じゅん子君
江口 克彦君	山本 博司君
谷合 正明君	若松 謙維君
高階恵美子君	片山虎之助君
浜田 昌良君	長沢 広明君
杉 久武君	福岡 資磨君
松下 新平君	山本 順三君
岡田 直樹君	山本 香苗君
魚住裕一郎君	山口那津男君
西田 実仁君	荒木 清寛君
丸川 珠代君	世耕 弘成君
衛藤 晟一君	岩城 光英君
島尻安伊子君	北村 経夫君
酒井 庸行君	堂故 茂君
森屋 宏君	太田 房江君
吉川ゆうみ君	山下 雄平君
山田 修路君	渡邊 美樹君
堀内 恒夫君	三宅 伸吾君
三木 亨君	舞立 昇治君
堀井 巖君	羽生田 俊君
渡辺 猛之君	赤池 誠章君
中西 健治君	井原 巧君
石井 正弘君	石田 昌宏君
牧野たかお君	熊谷 大君
大家 敏志君	宇都 隆史君
上野 通子君	岩井 茂樹君
磯崎 仁彦君	石井 浩郎君
野上浩太郎君	藤井 基之君
北川イツセイ君	小泉 昭男君
中川 雅治君	野村 哲郎君
愛知 治郎君	末松 信介君
松山 政司君	山谷えり子君
宮沢 洋一君	岡田 広君
有村 治子君	岸 宏一君

武見 敬三君	鶴保 庸介君
関口 昌一君	伊達 忠一君
江島 潔君	中西 祐介君
平野 達男君	行田 邦子君
森本 真治君	井上 義行君
田中 茂君	荒井 広幸君
脇 雅史君	松沢 成文君
糸数 慶子君	二之湯武史君
中泉 松司君	豊田 俊郎君
柘植 芳文君	滝波 宏文君
大沼みずほ君	大野 泰正君
古賀友一郎君	上月 良祐君
島田 三郎君	島村 大君
高野光二郎君	高橋 克法君
西田 昌司君	赤石 清美君
青木 一彦君	山田 俊男君
森 まさこ君	丸山 和也君
古川 俊治君	塚田 一郎君
吉田 博美君	石井 準一君
二之湯 智君	磯崎 陽輔君
佐藤 信秋君	猪口 邦子君
溝手 顕正君	柳本 卓治君
山本 一太君	林 芳正君
橋本 聖子君	木村 義雄君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
尾辻 秀久君	磯崎 哲史君
石上 俊雄君	真山 勇一君
山本 太郎君	又市 征治君
安井美沙子君	小西 洋之君
石橋 通宏君	大野 元裕君
主濱 了君	谷 亮子君
西村まさみ君	斎藤 嘉隆君
小見山幸治君	柴田 巧君
滝沢 求君	難波 奨二君
江崎 孝君	有田 芳生君
寺田 典城君	金子 洋一君
風間 直樹君	川田 龍平君
小野 次郎君	広田 一君

尾立 源幸君	前川 清成君
大久保 勉君	白 眞勲君
佐藤 正久君	小林 正夫君
藤田 幸久君	神本美恵子君
榎葉賀津也君	大塚 耕平君
野田 国義君	山東 昭子君
中曾根弘文君	長浜 博行君
相原久美子君	小川 勝也君
小川 敏夫君	郡司 彰君
加藤 敏幸君	渡辺美知太郎君
浜田 和幸君	山口 和之君
吉良よし子君	吉田 忠智君
薬師寺みちよ君	山田 太郎君
辰巳孝太郎君	福島みずほ君
松田 公太君	倉林 明子君
牧山ひろえ君	大島九州男君
林 久美子君	蓮 舫君
アノト才猪木君	紙 智子君
田村 智子君	那谷屋正義君
足立 信也君	藤本 祐司君
水岡 俊一君	津田弥太郎君
大門実紀史君	仁比 聡平君
浜野 喜史君	水野 賢一君
羽田雄一郎君	増子 輝彦君
福山 哲郎君	櫻井 充君
小池 晃君	井上 哲士君
吉川 沙織君	柳澤 光美君
直嶋 正行君	北澤 俊美君
柳田 稔君	田中 直紀君
江田 五月君	山下 芳生君
市田 忠義君	

議長 議長の報告事項
去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
前任 前田 武志君 補欠 藤本 祐司君
国土交通委員
前任 藤本 祐司君 補欠 前田 武志君
予算委員
前任 阿達 雅志君 補欠 三宅 伸吾君
川田 龍平君 安井美沙子君
徳永 エリ君 小西 洋之君
決算委員
前任 江崎 孝君 補欠 相原久美子君
安井美沙子君 川田 龍平君
行政監視委員
前任 相原久美子君 補欠 江崎 孝君
議院運営委員
前任 三宅 伸吾君 補欠 阿達 雅志君
小西 洋之君 徳永 エリ君
同日議員から次の議案が提出された。
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(愛知治郎君外二名発議)(参第六号)
同日衆議院から次の議案が提出された。
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(衆第一八号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(閣法第三十八号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

海上交通安全法等の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外一名発議)

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

地域再生法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した次の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育の充実に関する質問に対する答弁書(第九四号)

参議院議員牧山ひろえ君提出「仕事・子育て両立支援事業」における企業主導型保育事業に関する質問に対する答弁書(第九五号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

同日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成二十七年団体規制状況の年次報告を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

安井美沙子君

補欠

川田 龍平君

行政監視委員

川田 龍平君

補欠

安井美沙子君

辞任

江崎 孝君

補欠

相原久美子君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する第三回質問主意書(有田芳生君提出)(第九九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する再質問主意書(吉川沙織君提出)(第九六号)

政府が集団的自衛権の行使を認める中での核兵器使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第九七号)

いわゆる「バナマ文書」に関する質問主意書(尾立源幸君提出)(第九八号)

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

古賀友一郎君

補欠

有村 治子君

山下 雄平君

補欠

熊谷 大君

辞任

有村 治子君

補欠

山下 雄平君

荒木 清寛君

山口 和之君

杉 久武君

補欠

荒木 清寛君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

石井 準一君

補欠

井上 義行君

伊達 忠一君

中泉 松司君

磯崎 哲史君

大野 元裕君

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任

阿達 雅志君

熊谷 大君

高階恵美子君

塚田 一郎君

櫻井 充君

徳永 エリ君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(愛知治郎君外二名発議)

同日児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(衆第一六号)は、「初鹿明博君外八名提出」が「初鹿明博君外七名提出」に訂正された。

同日保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案(衆第二二号)は、「山尾志桜里君外八名提出」が「山尾志桜里君外七名提出」に訂正された。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第七項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。

同日議長は、アンドレイ・ダンコ・スロバキア共和国国会議長就任に際し、同議長宛祝辞を送した。

一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山東 昭子君

補欠

舞立 昇治君

風間 直樹君

大野 元裕君

藤本 祐司君

芝 博一君

辞任

片山さつき君

大野 元裕君

福山 哲郎君

石川 博崇君

文教科学委員

辞任

若松 謙維君

補欠

平木 大作君

農林水産委員

辞任

高橋 克法君

舞立 昇治君

平木 大作君

経済産業委員

辞任

松村 祥史君

補欠

大野 泰正君

国土交通委員

辞任

大野 泰正君

環境委員

辞任

芝 博一君

補欠

藤本 祐司君

国家基本政策委員

辞任

浜田 和幸君

補欠

中野 正志君

予算委員

辞任

有村 治子君
熊谷 大君

補欠

古賀友一郎君
山下 雄平君

決算委員

辞任

古賀友一郎君
滝波 宏文君
橋本 聖子君
山下 雄平君
杉 久武君
松田 公太君

補欠

有村 治子君
長峯 誠君
大沼みずほ君
熊谷 大君
荒木 清寛君
山口 和之君

議院運営委員

辞任

大沼みずほ君
長峯 誠君
荒木 清寛君

補欠

橋本 聖子君
滝波 宏文君
杉 久武君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政府開発援助等に関する特別委員

辞任

井上 義行君
高野光二郎君
豊田 俊郎君
榊葉賀津也君
森本 真治君
杉 久武君

補欠

石井 準一君
伊達 忠一君
中泉 松司君
磯崎 哲史君
大野 元裕君
山本 博司君

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任

上野 通子君
大野 泰正君
滝沢 求君
二之湯武史君
三木 亨君
長浜 博行君
野田 国義君
田村 智子君

補欠

石田 昌宏君
高階恵美子君
熊谷 大君
長峯 誠君
塚田 一郎君
徳永 エリ君
櫻井 充君
倉林 明子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際経済・外交に関する調査会委員

辞任

浜田 和幸君
和田 政宗君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
政府開発援助等に関する特別委員会
理事 岩井 茂樹君 (岩井茂樹君の補欠)
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会
理事 石上 俊雄君 (宮本周司君の補欠)

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託した。
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(愛知治郎君外二名発議(参第六号))

同日議長は、次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。
国立大学法人法の一部を改正する法律案(関法第三五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(関法第三八号)

総務委員会に付託
環境委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する第三回質問主意書(有田芳生君提出(第九九号))

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

福岡 資麿君
舞立 昇治君
大野 元裕君
芝 博一君

補欠

山田 修路君
山東 昭子君
風間 直樹君
藤本 祐司君

外交防衛委員

辞任

高橋 克法君
堀井 巖君
風間 直樹君
野田 国義君
河野 義博君

補欠

片山さつき君
石井みどり君
大野 元裕君
福山 哲郎君
石川 博崇君

財政金融委員

辞任

磯崎 哲史君

補欠

小西 洋之君

文教科学委員

辞任

平木 大作君
田村 智子君

補欠

若松 謙維君
辰巳孝太郎君

厚生労働委員

辞任

石井みどり君
小西 洋之君
長沢 広明君

補欠

堀井 巖君
磯崎 哲史君
河野 義博君

農林水産委員

辞任

片山さつき君
山東 昭子君
中泉 松司君
若松 謙維君

補欠

高橋 克法君
舞立 昇治君
松村 祥史君
平木 大作君

経済産業委員

辞任

大野 泰正君
丸川 珠代君

補欠

中泉 松司君
長峯 誠君

国土交通委員

辞任

松村 祥史君
福山 哲郎君
石川 博崇君
辰巳孝太郎君

補欠

大野 泰正君
野田 国義君
長沢 広明君
田村 智子君

環境委員

辞任

藤本 祐司君

補欠

芝 博一君

国家基本政策委員

辞任

室井 邦彦君

補欠

片山虎之助君

予算委員

辞任

片山虎之助君

補欠

室井 邦彦君

決算委員

辞任

大沼みずほ君
長峯 誠君
吉川ゆうみ君
江崎 孝君

補欠

橋本 聖子君
滝波 宏文君
阿達 雅志君
徳永 エリ君

議院運営委員

辞任

阿達 雅志君
滝波 宏文君
橋本 聖子君
山田 修路君
徳永 エリ君

補欠

吉川ゆうみ君
丸川 珠代君
大沼みずほ君
福岡 資麿君
江崎 孝君

平成二十八年四月十五日 参議院會議録第二十号

議長の報告事項

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

六

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 補欠

山本 博司君 杉 久武君

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任 補欠

石田 昌宏君 上野 通子君

長峯 誠君 阿達 雅志君

倉林 明子君 田村 智子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事 寺田 典城君 (横山信一君の補欠)

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

地域再生法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会閣条第一三三)号)審査報告書

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会閣条第一四四)号)審査報告書

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一)号)審査報告書

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会閣法第七〇)号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大麻草の医療研究および使用に関する質問主意書(荒井広幸君提出)(第一〇〇号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域再生法の一部を改正する法律

審査報告書

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月十四日

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、我が国とカンボジア王国との間の定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、我が国とカンボジア王国との間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、妥当な措置と認める。

二、費用
別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査)右は本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成二十八年三月三十一日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 大島 理森

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定

日本国政府及びカンボジア王国政府は、両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行われる同条約又はその附属書の改正を含む)をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、カンボジア王国にあっては民間航空庁及び同庁が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通

告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「付表」とは、この協定の付表(第十七条の規定により改正されるものを含む)をいう。

(g) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(h) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

一方の締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができるとし、ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与え、かつ、当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、他方

の締約国の航空当局の要求を満たすため、国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される当該他方の締約国の法令に定める要件を満たすことを示すことが求められる。

第四条

- 1 一方の締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。
- (a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
- (b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

- 2 一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、他方の締約国の領域内における付表に定める当該特定路線上の地点に着陸する特権を享有する。

- 3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

- 1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

- 2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

- 3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

- 1 一方の締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

第七条

- 2 一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が第四条1及び2に定める特権を許与する当該一方の締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしなかつた場合には、当該指定航空企業によるこれらの特権の行使を停止し、又は当該指定航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し、若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するために必要である場合又は航空保安若しくは航行の安全上の理由により直ちに措置をとることが第十三条6若しくは第十四条3の規定に従つて必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

- 1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。
- 2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業が指定した締約国の領域から出発し、又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該指定航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従つて行う。

- (a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要
- (b) 直通航空路運営の要求
- (c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

- 3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

- 1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他全ての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。
- 2 1の運賃は、次の規定に従つて確定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が確定された運賃を遵守することを各締約国の手続の適用を通じて確保する。

- (a) いずれの締約国の航空当局も、両締約国の指定航空企業に対し、当該指定航空企業が協定業務に対して課し、又は課することを予定している運賃について他の航空企業と協議を行うよう要求してはならない。

- (b) 各締約国の航空当局は、特定路線上の各締約国の領域から出発する片道又は往復の運送のための運賃を認可し、又は認可しない権利を有する。いずれの締約国の航空当局も、特定路線上の他方の締約国の領域から出発する片道又は往復の運送のための運賃について、予定されている運賃の適用の開始又は有効な運賃の継続を妨げる一方的な措置をとってはならない。

- (c) 各締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業に対し、各締約国の領域への又は当該領域からの運送についての許可のため、予定されている運賃を各締約国の関係手続に従つて提出するよう要求することができる。ただし、この提出の期限は、当該運賃の適用の開始が予定されている日の三十日より前であつてはならない。
- (d) 一方の締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業に対し、当該指定航空企業が協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

定航空企業との協定業務に対する運賃に関し、他方の締約国の航空当局に対して協議を要請することができる。当該協議は、その要請を受領した後三十日以内に行う。両締約国は、問題の妥当な解決のために必要な情報の入手について協力する。両締約国の航空当局が合意に達した場合には、各締約国の航空当局は、当該合意が当該各締約国の指定航空企業が適用する運賃に反映されるよう最善の努力を払う。合意に達しない場合は、運送が発売する領域における締約国の航空当局の決定による。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、当該一方の締約国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ向けて運送し、及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計（当該指定航空企業が通常公表のため作成して自国の航空当局に提出するもの）を提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で署名された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にハーグで署名された航空機の不法な奪取の防止に関する条約、千九百七十二年九月二十三日にモントリオールで署名された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約、千九百八十八年二月二十四日にモントリオールで署名

された千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書及び両締約国が締結するその他の民間航空の安全に関する条約又は議定書に従って行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自国の法令に従い相互に全ての必要な援助を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動すべきである。各締約国は、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求すべきである。

4 一方の締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域内における滞在について、自国の航空企業が当該他方の締約国により3の航空保安規定の遵守を要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置をとるべきである。一方の締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合に

は、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

6 一方の締約国が、他方の締約国がこの条の規定から逸脱したと信ずるに足りる合理的な理由を有する場合においては、当該一方の締約国は、当該他方の締約国に対して協議を要請することができる。当該協議は、要請の受領の日から十五日以内に行う。協議の開始から十五日以内に満足する合意に達することができなかったことは、当該他方の締約国の指定航空企業に対して運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付するための根拠となる。緊急事態により、航空の安全を保護し、又はこの条の規定の更なる違反を防止することが正当化される場合には、当該一方の締約国は、いつでも、暫定的に運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付することができる。

第十四条

1 一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方式が条約の附属書とされる国際標準（以下「国際標準」という。）に適合していないおそれがあることを認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合においては、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかつたと認める場合には、国際民間航空機関事務局

長に対してその旨を通報することができる。

2 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、当該一方の締約国の領域内（飛行中である場合を除く。）において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であること、当該航空機の乗組員に免許が与えられていること並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

3 航行の安全を確保するために必要である場合には、一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対する運営許可を直ちに停止し、又は変更することができる。

第十五条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十六条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いづ

れか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2に規定する仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

第十七条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定(付表を除く。)の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十八条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十九条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該

該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十一条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年一月十四日にブノンペンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
隈丸優次
カンボジア王国政府のために
マオ・ハーバナ

付表

- 1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
 - (a) 日本国内の地点—カンボジア王国内の地点
 - (b) 日本国内の地点—中間の地点—カンボジア王国内の地点—以遠の地点
- 注 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(b)において業務を行うことができる。
- 2 カンボジア王国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
 - (a) カンボジア王国内の地点—日本国内の地点

(b) カンボジア王国内の地点—中間の地点—日本国内の地点—以遠の地点
注 カンボジア王国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(b)において業務を行うことができる。

3 いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

審査報告書

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求め

るの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月十四日

外交防衛委員長 佐藤 正久
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、我が国とラオス人民民主共和国との間の定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とするための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、我が国とラオス人民民主共和国との間の人的交流及び経済的交流が一層促進されること

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求め

るの件(第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査)
右は本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成二十八年三月三十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求め

るの件
航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定

日本国政府及びラオス人民民主共和国政府は、両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行われる同条約又はその附属書の改正を含む。)をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ラオス人民民主共和国にあっては公共事業運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「付表」とは、この協定の付表(第十七条の規定により改正されるものを含む)をいう。

(g) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(h) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

一方の締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができ、ただし、第十一条の規定に従うことを条件

とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与え、当該航空企業は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局の要求を満たすため、国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される当該他方の締約国の法令に定める要件を満たすことを示すことが求められる。

第四条

1 一方の締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

2 一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、他方の締約国の領域内における付表に定める当該特定路線上の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、

最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機のために供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 一方の締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企

業が第四条1及び2に定める特権を許与する当該一方の締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該指定航空企業によるこれらの特権の行使を停止し、又は当該指定航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し、若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するために必要である場合又は航空保安若しくは航行の安全上の理由により直ちに措置をとることが第十二条6若しくは第十四条3の規定に従って必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業が指定した締約国の領域から出発し、又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該指定航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点におい

て積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならぬという一般原則に従て行ふ。

(a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性例えば、速力及び設備の程度、特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他全ての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従て確定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が確定された運賃を遵守することを各締約国の手続の適用を通じて確保する。

(a) いずれの締約国の航空当局も、両締約国の指定航空企業に対し、当該指定航空企業が協定業務に対して課し、又は課することを予定している運賃について他の航空企業と協議を行ふよう要求してはならない。

(b) 各締約国の航空当局は、特定路線上の各締約国の領域から出発する片道又は往復の運送のための運賃を認可し、又は認可しない権利を有する。いずれの締約国の航空当局も、特定路線上の他方の締約国の領域から出発する片道又は往復の運送のための運賃について、予定されている運賃の適用の開始又は有効な運賃の継続を妨げる一方的な措置をとっては

ならない。

(c) 各締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業に対し、各締約国の領域への又は当該領域からの運送についての許可のため、予定されている運賃を各締約国の関係手続に従て提出するよう要求することができる。ただし、この提出の期限は、当該運賃の適用の開始が予定されている日の三十日より前であつてはならない。

(d) 一方の締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業の協定業務に対する運賃に関し、他方の締約国の航空当局に対して協議を要請することができる。当該協議は、その要請を受領した後三十日以内に行ふ。両締約国は、問題の妥当な解決のために必要な情報の入手について協力する。両締約国の航空当局が合意に達した場合には、各締約国の航空当局は、当該合意が当該各締約国の指定航空企業が適用する運賃に反映されるよう最善の努力を払ふ。合意に達しない場合は、運送が出发する領域における締約国の航空当局の決定による。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、当該一方の締約国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ向けて運送し、及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計(当該指定航空企業が通常公表のため作成して自国の航空当局に提出するもの)を提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を

成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十六年九月十四日に東京で署名された航空機内で行なわれた犯罪その他のある種の行為に関する条約、千九百七十七年十二月十六日にハーグで署名された航空機の不法な奪取の防止に関する条約、千九百七十七年九月二十三日にモントリオールで署名された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約及び千九百八十八年二月二十四日にモントリオールで署名された千九百七十七年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書に従て行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自国の法令に従い相互に全ての必要な援助を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従て行動すべきである。各締約国は、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従て行動することを要求すべきである。

4 一方の締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域内における滞在について、自国の航空企業が当該他方の締約国により3の航空保安規定の遵守を要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置をとるべ

きである。一方の締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払ふ。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

6 一方の締約国が、他方の締約国がこの条の規定から逸脱したと信するに足る合理的な理由を有する場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国に対して協議を要請することができる。当該協議は、要請の受領の日から十五日以内に行ふ。協議の開始から十五日以内に満足する合意に達することができなかったことは、当該他方の締約国の指定航空企業に対して運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付するための根拠となる。緊急事態により、航空の安全を保護し、又はこの条の規定の更なる違反を防止することが正当化される場合には、当該一方の締約国は、いつでも、暫定的に運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付することができる。

第十四条

1 一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方式が条約の附属書とされる国際標準(以下「国際標準」といふ)に適合していないおそれがあることを認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航

平成二十八年四月十五日 参議院會議録第二十号

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
テイ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

サイバーセキュリティ

一一一

空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかつたと認める場合には、国際民間航空機関係事務局長に対してその旨を通報することができる。

2 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、当該一方の締約国の領域内（飛行中である場合を除く。）において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であること、当該航空機の乗組員に免許が与えられていること並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

3 航行の安全を確保するために必要である場合には、一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対する運営許可を直ちに停止し、又は変更することができる。

第十五条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十六条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2に規定する仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

第十七条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十八条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十九条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十一条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年一月十六日にピエンチャンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岸野博之

ラオス人民民主共和国政府のために

ブンチャン・シンタヴォン

付表

- 1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
- (a) 日本国内の地点—ラオス人民民主共和国内の地点
- (b) 日本国内の地点—中間の地点—ラオス人民

民主共和国内の地点—以遠の地点

注 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(b)において業務を行うことができる。

2 ラオス人民民主共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) ラオス人民民主共和国内の地点—日本国内の地点

(b) ラオス人民民主共和国内の地点—中間の地点—日本国内の地点—以遠の地点

注 ラオス人民民主共和国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(b)において業務を行うことができる。

3 いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によって省略することができる。

審査報告書

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月十四日

内閣委員長 神本美恵子
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、サイバーセキュリティに対する

脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティの確保のために国が行う情報システムに対する不正な活動の監視及び分析等の対象を独立行政法人等に拡大するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部の事務の一部を独立行政法人情報処理推進機構等に委託することができることとし、あわせて、当該委託に係る事務を同機構の業務とするほか、情報処理安全確保支援士制度を創設する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十八年度一般会計予算(内閣所管)に約六千八百三十三万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 内閣サイバーセキュリティセンターは、サイバーセキュリティ対策を実施するために必要な経験と能力を備えた人員、予算、人材育成措置を継続的に確保し、サイバーセキュリティ戦略を着実に実施可能な体制を整備するとともに、業務を委託する法人に対しても、当該業務を着実に実施させるために必要な措置を講ずること。

二 サイバー攻撃の多様化等の環境変化に柔軟に対応したサイバーセキュリティ対策を適切に実施するため、内閣サイバーセキュリティセンターを中心とし、サイバー攻撃事案発生時における被害の抑制や迅速な対処のための支援措置、重要社会基盤事業者等における事案情報の迅速かつ省庁横断的な共有、被害の有効な回避のための措置の準備等、必要となる施策を講ずること。

三 平成二十二年十二月二十七日の情報セキュリティ対策推進会議・危機管理関係省庁連絡会議

合同会議申合せに基づき、初動対処訓練等を通じて即時対応可能な能力を確保するために必要な措置を実施するとともに、今後とも適宜シナリオ非提示型の訓練を実施し、各行政機関の効果的なサイバーセキュリティ体制の構築に役立てること。

四 国の行政機関等の情報システムに対する不正な活動の監視その他の当該情報システムを防御するために必要な措置を講ずるに際しては、各行政機関等における保秘の運用基準、サイバー攻撃事案発生時の関連企業等との約定事項等が異なり得ることを踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンターから業務を委託される法人が、必要な範囲を超えて関係機関の所掌事務に関する情報に触れることがないよう留意し、その上で、同センターが不正な活動の痕跡情報や属性の調査も視野に入れた対応を実施できるよう、関係機関と事前協議を重ねるなどして協力関係を密にすること。

五 本法施行から二年を経た後に、内閣サイバーセキュリティセンターが監査業務を委託する法人による独立行政法人及び指定法人に対する業務の在り方を検証し、関係機関に対する監査業務の委託の是非を検討すること。

六 監査業務を委託する法人を選定するに当たっては、国立研究開発法人情報通信研究機構を始めとする各法人の特性と能力を見極め、事態を幅広く想定してきめ細かく精査するように努めること。

七 内閣サイバーセキュリティセンターが独立行政法人情報処理推進機構以外に業務を委託する場合においては、その所掌業務、当該業務に係る秘密保持義務等の必要な規定の整備を行うこと。

八 内閣サイバーセキュリティセンターの設置根拠や所掌事務、権限等について、現行制度では業務遂行に重大な支障が生じる状況になった場合には、サイバーセキュリティ基本法とは別の法律に定めること等の法制上の措置の是非を検討し、適切に対応すること。

九 内閣サイバーセキュリティセンターは、我が国の組織に対するサイバー攻撃に関する情報のより迅速かつ効果的な共有の在り方について検討し、適切に対応すること。

十 サイバーセキュリティ戦略を検討するに当たっては、それがインターネット上の自由を阻害し、サイバー空間が分断される要因とならないよう、細心の注意を払うこと。

十一 本法には、平成二十六年十月二十三日の本委員会におけるサイバーセキュリティ基本法案に対する附帯決議の諸点のうち三及び七の観点

を踏まえ、防護対象となる特定の行政機関や重要社会基盤事業者等について、サイバー攻撃事案の態様によつては我が国の安全と秩序に極めて深刻な影響を与えかねない対象となるかどうかを区別し、防護対象の重要性の段階に応じ、未知の攻撃手法や想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう措置することとともに、これらの対象に対する実効ある地域制御の在り方について所要の検討を進めること。

十二 本法施行後二年以内に、サイバーセキュリティ基本法の施行の状況及び本附帯決議への対処の状況を踏まえ、サイバーセキュリティ基本法を見直す必要性について検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること。

右決議する。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月三十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(サイバーセキュリティ基本法の一部改正)

第一条 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 サイバーセキュリティ戦略本部(第二十四条―第三十五条)」を「第四章 サイバーセキュリティ戦略本部(第二十四条―第三十六条)」に改める。

第十三条中「及び独立行政法人」を「独立行政法人及び指定法人(特殊法人及び認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。第三十二条第一項において同じ。))のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。以下同じ。)」に改め、「通じた国の行政機関の下に、独立行政法人又は指定法人」を「分析、国の行政機関の下に、独立行政法人及び指定法人」を加える。

第二十五条第一項第二号中「及び独立行政法人」を「独立行政法人及び指定法人」に改め、同項第三号中「行政機関」の下に「独立行政法人又は指定法人」を加える。

第二十七条第三項中「第三十条若しくは第三十一条を」第三十一条若しくは第三十二条に改める。
第三十五条を第三十六条とし、第三十二条から第三十四条までを一条ずつ繰り下げる。

るものとする。

4 前項の規定による公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

第二十條を第四十三條とし、第三章第二節中第十九條を第四十二條とする。

第十八條中「試験事務に關して」を「その職務上」、「漏らして」を「漏らし、又は盜用して」

に改め、同条を第四十一条とし、第十七条を第四十条とし、第十六条を第三十九条とし、第十五条を第三十八条とする。

第十四条第一項ただし書中「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、第三章第一節中同条を第三十七条とし、第十三条を第三十六条とする。

第十二条第二項中「第二十条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に、「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第十一条を第三十四条とし、第十条の二を第三十三条とし、第八条から第十条までを二十二条ずつ繰り下げる。

第七条の見出しを削り、同条第二項中「独立行政法人情報処理推進機構」を「機構」に、「以下「試験事務」を「次項及び第四十三条第二項において「技術者試験事務」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第十条第二項及び第十一条から第十四条までの規定は、情報処理技術者試験及び技術者試験事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十九条第二項」と、第十一条（見出しを含む。）中「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と読み替えるものとする。

第七条中第四項から第八項までを削り、同条第九項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、第二章中同条を第二十九条とする。

第六条の次に次の二十二条及び款名を加える。

(情報処理安全確保支援士の資格)

第七条 情報処理安全確保支援士試験に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、情報処理安全確保支援士となる資格を有する。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他情報処理に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(情報処理安全確保支援士試験)

第九条 情報処理安全確保支援士試験（以下この款において「支援士試験」という。）は、情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能について行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める資格を有する者に対し、支援士試験の全部又は一部を免除することができる。

(支援士試験事務の代行)

第十条 経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構（以下この節において「機構」という。）に、支援士試験の実施に関する事務（以下この款及び第四十三条第二項において「支援士試験事務」という。）を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。

(支援士試験事務規程)

第十一条 機構は、支援士試験事務の開始前に、支援士試験事務の実施に関する規程（次項及び第三項において「支援士試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援士試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援士試験事務規程が支援士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(支援士試験の無効等)

第十二条 経済産業大臣は、支援士試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効とすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて支援士試験を受けることができないものとすることができる。

3 機構は、支援士試験事務の実施に關し第一項に規定する経済産業大臣の職権を行うことができる。

(受験手数料)

第十三条 支援士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が支援士試験を受けない場合においても、返還しない。

3 機構が支援士試験事務を行うときは、第一項の規定による受験手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、機構の収入とする。

(機構がした処分等に係る審査請求)

第十四条 機構が行う支援士試験事務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法平成二十六年法律第六十八号第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(登録)

第十五条 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(情報処理安全確保支援士登録簿)

第十六条 情報処理安全確保支援士登録簿は、経済産業省に備える。

(情報処理安全確保支援士登録証)

第十七条 経済産業大臣は、第十五条の登録（以下単に「登録」という。）をしたときは、申請者に同条に規定する事項を記載した情報処理安全確保支援士登録証（次条第二項及び第二十一条において「登録証」という。）を交付する。

(登録事項の変更の届出)

第十八条 情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 情報処理安全確保支援士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合

には、その登録を取り消さなければならぬ。
い。

一 第八条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合
二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が第二十四条から第二十六条までの規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ずることができる。
(登録の消除)

第二十条 経済産業大臣は、登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録事項の変更等の手数料)

第二十一条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。
(登録事務の代行)

第二十二条 経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務(第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第四十三条第二項において「登録事務」という。)を行わせることができる。

第二十三条 機構が登録事務を行う場合における第二十六条、第二十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。

2 第十条第二項、第十一条及び第十四条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十二条」と、第十一條(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」

と読み替へるものとする。

3 機構が登録を行う場合において、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。

4 第一項の規定により読み替へて適用する第二十一条及び前項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。
(信用失墜行為の禁止)

第二十四条 情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
(秘密保持義務)

第二十五条 情報処理安全確保支援士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。情報処理安全確保支援士でなくなつた後においても、同様とする。
(受講義務)

第二十六条 情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習(第二十八条において単に「講習」という。)を受けなければならない。

(名称の使用制限)

第二十七条 情報処理安全確保支援士でない者は、情報処理安全確保支援士という名称を使用してはならない。
(経済産業省令への委任)

第二十八条 この款に定めるもののほか、支援士試験、登録、講習その他この款の規定の施行に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二款 情報処理技術者試験

第五条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 情報処理安全確保支援士等

第一款 情報処理安全確保支援士

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 電子計算機利用高度化計画の策定等

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。
(情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 経済産業大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)に第二条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律(以下「新情報処理促進法」という。)第十条第一項に規定する支援士試験事務(以下この項において「支援士試験事務」という。)を行わせようとするときは、施行日前においても、施行日から機構が支援士試験事務を行う旨を官報で公示することができる。

2 前項の規定による公示があつたときは、新情報処理促進法第十条第二項の規定による公示があつたものとみなす。

3 機構は、第一項の規定による公示があつたときは、施行日まで、新情報処理促進法第十一条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する支援士試験事務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第三条 経済産業大臣は、施行日から機構に新情報処理促進法第二十二條に規定する登録事務(以下この項において「登録事務」という。)を行わせようとするときは、施行日前においても、施行日から機構が登録事務を行う旨を官報で公示することができる。

2 前項の規定による公示があつたときは、新情報処理促進法第二十三條第二項において読み替へて準用する新情報処理促進法第十条第二項の規定による公示があつたものとみなす。

3 機構は、第一項の規定による公示があつたときは、施行日まで、新情報処理促進法第二十三條第二項において読み替へて準用する新情報処理促進法第二十三條第二項の規定の例により、新情報処理促進法第二十三條第二項において読み替へて準用する新情報処理促進法第二十一條第一項に規定する登録事務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。

4 第四条 この法律の施行の際現に情報処理安全確保支援士という名称を使用している者については、新情報処理促進法第二十七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 機構は、この法律の公布の際現に第二条の規定による改正前の情報処理の促進に関する法律第七條第二項の規定により同項に規定する試験事務を行つてゐる場合においては、施行日まで、新情報処理促進法第二十九條第三項において読み替へて準用する新情報処理促進法第二十一條第一項及び第二項の規定の例により、新情報処理促進法第二十九條第三項において読み替へて準用する新情報処理促進法第二十一條第一項に規定する技術者試験事務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能力の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

第二条中第七項を第八項とし、第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 中小企業者

二 組合等(前号に掲げる者を除く。)

三 資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額以下の会社その他政令で定める法人(第一号に掲げる者を除く。)

四 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人(前三号に掲げる者を除く。)

第三条第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進を」を「中小企業等の経営強化」に改め、同条第二項第二号中「促進に関する」を「促進並びに中小企業等の経営力向上に関する」に改め、同号ハ中「異分野連携新事業分野開拓」の下に「並びに経営力向上」を加え、同号ハ(1)中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号ハに次のように加える。

(4) 事業分野別経営力向上推進業務(第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(5) 事業分野別経営力向上推進業務の実施

体制に関する事項

(6) 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 経営力向上に関する次に掲げる事項

(1) 経営力向上の内容に関する事項

(2) 経営力向上の実施方法に関する事項

(3) 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第三号イ(1)中「第四章第一節において「中小企業者等」という。」を削り、同号ロ中「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第三項中「中小企業政策審議会」の下に「及び産業構造審議会」を加える。

第四条第一項中「第二条第三項第一号」を「第二条第四項第一号」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第一号」を「中小企業等経営強化法第二条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第二項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第九条第一項中「(以下この節、第三章第三節、第三十九条第一項第三号及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。)」を削り、「(中小企業者等)」を「(中小企業者及び組合等)」に、「を設立し、又は出資して」を「又は」に、「当該中小企業者等」を「当該中小企業者及び組合等」に、「ものを、中小企業者等」を「ものを、中小企業者及び組

合等」に改め、同項ただし書中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、第三章第一節中同条を第八条とする。

第十条第一項中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第二項第二号中「第二十条」を「第二十四条」に改め、第三章第二節中同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第四十二条第一項中「第三十八条」を「第四十七条」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十一条第二項中「第四十条第六項」を「第四十九条第十一項」に改め、第五章中同条を第五十一条とし、第四十条の二を第五十条とする。

第四十条第一項中「第二条第二項第一号」を「第二条第三項第一号」に、「第三条第二項第三号ロ(1)」を「第三条第二項第二号ハ(1)及びニ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分並びに同項第三号ロ(1)に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第十二条第四項」を「第十一条第四項」に、「第十二条第一項」を「第十一条第二項」に、「第三十七条第二項並びに第三十八条第一項」を「第四十六条第二項並びに第四十七条第一項」に、「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同条第六項を同条第十一項とし、同条第五項中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第二十六条第一項、第三項及び第四項における主務省令は、第六項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第四十条第四項中「第十一条第一項並びに第十二条第一項」を「第十条第一項並びに第十一条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に

次の一項を加える。

8 第十三条第一項及び第十四条第一項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第四十条第三項中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第十八条、第十九条並びに第三十八条第二項」を「第二十二條、第二十三條並びに第四十七條第二項(経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。)」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二十六条第一項、第三項及び第四項、第二十七條、第二十八條並びに第四十七條第二項(事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。))における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

第四十条第二項の次に次の二項を加える。

3 第十二条第二項を除く。において主務大臣は、事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

4 第十三条第一項及び第三項、第十四条第三項において準用する場合を含む。、第十四条第一項及び第二項、第十五條、第四十六條第三項並びに第四十七條第一項(認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。))における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

第四十条を第四十九條とする。

第三十九条第一項第三号中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同号ロ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第二項中「第九条第一項又は第十条第一項」を「第八条第一項又は第九条第一項」に改め、同条を第四十八條とする。

第三十八條第一項中「承認経営革新計画に従って経営革新のための事業」を「承認経営革新事業」

に「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業を行う者又は認定経営力向上事業を行う者」に、「実施状況」を「若しくは認定経営力向上計画の実施状況」に改め、同条第二項中「に対し」を「又は認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、それぞれ」に改め、「経営革新等支援業務」の下に「又は事業分野別経営力向上推進業務」を加え、同条を第四十七条とする。

第三十七條第一項中「承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業」を「承認経営革新事業」に改め、同条第二項中「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同条第四項中「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業」を「承認経営革新事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 主務大臣は、認定経営力向上事業を行う中小企業者等について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

第三十七条に次の一項を加える。

6 国は、認定経営力向上事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三十七条を第四十六条とする。

第三十六条第一項中「承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業」を「承認経営革新事業」に改め、同条第二項中「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国は、認定経営力向上事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十六条を第四十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（地域経済への配慮）
第四十四条 国は、中小企業等の経営強化のための施策を推進するに当たっては、地域経済の健全な発展に配慮するよう努めるものとする。

第三十五条の見出し中「中小企業の新たな事業活動の促進」を「中小企業等の経営強化」に改め、同条中「中小企業の新たな事業活動」を、「中小企業等の経営強化」に、「中小企業の有する」を「中

小企業等の有する」に、「中小企業の新たな事業活動の促進」を「中小企業等の経営強化」に改め、第四章第三節中同条を第四十三条とし、同章第二節中第三十四条を第四十二条とする。

第三十三条中「昭和四十九年法律第百十六号」を削り、同条を第四十一条とする。

第三十二条第一項第一号中「昭和四十五年法律第九十号。以下この条を」を「次頁及び第三頁を改

め、「情報処理促進法第二条第二項に規定するプログラムをいう。」を削り、同条第二項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二

条第二項第一号イ」を「中小企業等経営強化法第四十條第一項第一号イ」に改め、同条第三項中「中小企業」の新たな事業活動の促進に関する法律第三十條第一項」を「中小企業等経営強化法第四十條第

「項」に改め、同条を第四十条とする。
第三十一条を削り、第三十条を第三十九条とし、第二十九条を第三十八条とし、第二十八条を第三十七条とする。

第二十七条第一項第一号中「事業を営んでいない」を削り、第四章第一節中同条を第三十六条とする。

第二十六条第一項中「同法第三条の八第一項及

に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する」

法律第二条第十項を「中小企業等経営強化法第二条第十二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十五条中「中小企業者等」を「中小企業者及び個人に改め、同条を第三十四条とする。

業者及び個人」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十三条の見出し中「中小企業者等に対する」

を「国の」に改め、同条第一項中「中小企業者等」を「中小企業者及び個人」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十二条の見出し中「中小企業者等に対する」を「国等の」に改め、同条中「中小企業者等」を「中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下この

節において単に「個人」という。）に改め、同条を第三十一条とする。

同条の次に次の五条を加える。

(認定事業分野別経営力向上推進機関)

第二十六条 主務大臣は、主務省令で定めることと

るにより、事業分野別指針が定められた事業分野において、次項に規定する業務(以下「事業分野別業務」という。)を営む者(以下「事業者」という。)

あつて、事業分野別指針に適合すると認められるものを、その申請により、事業分野ごとに野別経営力向上推進業務」といふことを行ひ、

2 前項の認定を受けた者(以下「認定事業分野別認定者」という。)は、認定事業分野別認定業務を行う者として認定することができる。

経営力向上推進機関」という。は次に掲げる業務を行うものとする。

一 当該事業分野における事業分野別指針に定

められた事項に関する普及啓発及び研修を行うこと。

二 当該事業分野における経営力向上に関する

最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行うこと。

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 事業分野別経営力向上推進業務に関する次

に掲げる事項

イ 事業分野別経営力向上推進業務の内容

ロ 事業分野別経営力向上推進業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定事業分野別経営力向上推進機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつた

ときは遅滞なく、同項第三号イから八までに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第二十七条 主務大臣は、事業分野別指針に照らし認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の運営に關し、文書等によつて監督及び指導を爲す。

野別経営力向上推進業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第二十八条 主務大臣は、認定事業分野別経営力向上推進機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業基盤整備機構の行う認定事業分野別
経営力向上推進機関協力業務)

第二十九条 中小企業基盤整備機構は、認定事業
分野別経営力向上推進機関の依頼に応じ、専

門家の派遣その他事業分野別経営力向上推進業務の実施に關し必要な協力の業務を行う。

(認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助)

第三十条 政府は、経営力向上を行おうとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関(第二十六条第二項第一号に掲げる業務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に限る。)に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

第二十条中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十条」を「中小企業等経営強化法第二十四条」に改め、同条を第二十四条とし、第十九条を第二十三条とする。

第十八条中「主務大臣は、」の下に「基本方針に照らしを加え、同条を第二十二条とする。

第十七条第二項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「中小企業」の下に「又は経営力向上を行おうとする中小企業等」を加え、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「係る事業」の下に「又は経営力向上に係る事業」を加え、同条を第二十一条とする。

第三章第四節を同章第五節とする。

第十六条を削る。

第十五条第一項第一号中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に、「承認経営革新計画に従つて海外において経営革新のための事業」を「海外において承認経営革新事業」に改め、「次号」の下に「及び第三号」を加え、「同号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号中「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「海外において認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同項に次の一号を加える。

三 中小企業者及び組合等(当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。)が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第三章第三節中第十五条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務)

第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小企業基盤整備機構」という。)は、経営力向上を促進するため、中小企業者等(第二十条第二項第三号又は第四号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)が認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び中小企業者等(会社に限る。)が当該資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)に係る債務の保証の業務を行う。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第二十条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十一条の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品(食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者(以下この項において「食品製造業者等」という。)が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 食品製造業者等が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業に参加すること。

三 承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を実施する食品製造業者等の委託を受けて、承認経営革新計画若しくは認定異分野連携新事業分野開拓計画又は認定経営力向上計画に

従つて施設の整備を行うこと。
四 承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項		前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項		第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号		第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十条第一項各号に掲げる業務
第二十條第一項第三号		この章	この章若しくは中小企業等経営強化法
第二十条第一項第四号		第十四条第一項	第十四条第一項(中小企業等経営強化法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十一条第一項		第十三条第一項、第十四条第一項	第十三条第一項若しくは第十四条第一項(これらの規定を中小企業等経営強化法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十三条第一号		第十八条第一項	第十八条第一項(中小企業等経営強化法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)
第二十三条第二号		同項	第十八条第一項
第二十三条第二号		第十九条	第十九条(中小企業等経営強化法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

第十三条第一項中「保証であつて、」の下に「承認経営革新事業（を）」を、「ための事業」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、同項の表第三条第一項の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第一項」を「中小企業等経営強化法第十六条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」を「中小企業等経営強化法第十六条第一項」に、「承認経営革新計画に従つて行われれる経営革新のための事業」を「承認経営革新事業」に改め、同条第四項中「保証であつて、」の下に「認定分野連携新事業分野開拓事業（を）」を、「係る事業」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、同項の表第三条第一項の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第四項」を「中小企業等経営強化法第十六条第四項」に改め、同条第五項及び第六項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項」を「中小企業等

7 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについて）の次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

9 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億圓」とあるのは「三億圓（中小企業等経営強化法第十六条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億圓）」と、「四億圓」とあるのは「六億圓（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億圓）」と、

3 主務大臣は、事業者を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業分野別指針を変更するものとする。

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十三条 中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会、会社又は同条第二項第三号若しくは第四号の政令で定める法人（以

は、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」とする。

第十三条を第十六条とする。

第三章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 経営力向上（事業分野別指針）

第十二条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定

ようとする場合にあつては当該中小企業者等が
 その組合、連合会、会社又は法人と共同で行う
 経営力向上に関するものを、中小企業者等が合
 併して会社又は法人を設立しようとする場合に
 あつては合併により設立される会社又は法人
 (合併後存続する会社又は法人を含む。)が行う
 経営力向上に関するものを、中小企業者等がそ
 の外国関係法人等の全部又は一部と共同で経
 営力向上を行おうとする場合にあつては当該中
 小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行
 う経営力向上に関するものを含む。以下「経
 営力向上に関するものを含む。以下「経営力向
 上計画」という。)を作成し、主務省令で定め

ところにより、これを主務大臣に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営力向上計画を作成した場合に於ては、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出するものとする。

2 経営力向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営力向上の目標

二 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

三 経営力向上の内容及び実施時期

四 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 経営力向上設備等の種類

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針(当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合に於ては、基本方針)に照らして適切なものであること。

二 前項第三号から第五号までに掲げる事項が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであること。

4 第二項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。第四十条第一項第一号において同じ。)であつて、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

(経営力向上計画の変更等)

第十四条 前条第一項の認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更し

ようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る経営力向上計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営力向上計画」という。)に従つて経営力向上に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(協力の要請)

第十五条 主務大臣は、前二条の規定の施行のために必要があると認めるときは、第二十六条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

附則 第四十四条第一項第一号中「第九条第一項」を「第八条第一項に、「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十七条第一項の規定によりされた認定若しくは旧法第十八条の規定によりされた命令又はこの法律の施行の際現に旧法第十七条第三項の規定によりされている認定の申請は、それぞれこの法律による改正後の中小企業等経営強化法(以下この条において「新法」という。)第二十一条第一項の規定によりされた認定若しくは新法第二十一条の規定によりされた命令又は新法第二十一

条第三項の規定によりされている認定の申請とみなす。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第二十一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第三十四条第一項第一号」を「第四十二条第一項第一号」に改める。

附則第十五条に次の一項を加える。

46 租税特別措置法第十条第六項第四号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者(以下この項において「中小事業者等」という。)が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画(以下この項において「認定経営力向上計画」という。)に基づき取得(事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。)をした同法第十三条第四項に規定する経営力向上設備等(以下この項において「経営力向上設備等」という。)に該当する機械及び装置(中小事業者等が認定経営力向上計画に基づき、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械及び装置を引き渡し使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械及び装置を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資

産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法附則第十五条第四十六項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械及び装置を引き渡し使用させる事業を行う者が施行日以後に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、施行日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械及び装置を含む。)に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日(施行日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の五の二第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十七条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第三十七条の十三第一項第一号及び第四十一条の十九第一項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第四十二条の十二の三第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第二項を「中小企業等経営強化法第二十一条第二項」に改める。

(中小企業基本法及び総合特別区域法の一部改正)

第六條 次に掲げる法律の規定中「中小企業の新
たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業
等経営強化法」に改める。

一 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五
十四号)第二十九條第三項

二 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十
一号)第二條第二項第五号イ

(印紙税法の一部改正)

第七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)
の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「中小企業の新たな
事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等經
営強化法」に、「第三十四條第一項」を「第四十二
條第一項」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第八條 情報処理の促進に関する法律(昭和四十
五年法律第九十号)の一部を次のように改正す
る。

第二十條第一項第九号中「中小企業の新たな
事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等經
営強化法」に、「第三十二條第一項各号」を「第四
十條第一項各号」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴
う調整規定)

第九條 施行日がサイバーセキュリティ基本法及
び情報処理の促進に関する法律の一部を改正す
る法律(平成二十八年法律第 号)の施行の
日以後となる場合には、前条中「第二十條第一
項第九号」とあるのは、「第四十三條第一項第十
号」とする。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十條 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第
十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第十四号中「中小企業の新たな事業活
動の促進に関する法律」を「中小企業等經營強化
法」に改める。

第六十六條の見出しを「中小企業等經營強化
法の特例」に改め、同条第一項中「中小企業の
新たな事業活動の促進に関する法律第二條第六
項」を「中小企業等經營強化法第二條第七項」
に、「第二條第四項」を「第二條第五項」に改め、
同条第五項中「中小企業の新たな事業活動の促
進に関する法律」を「中小企業等經營強化法」に
改め、同項の表第九條第一項の項を次のように
改める。

第六十六條第五項の表第九條第二項第五号の
項中「第九條第二項第五号」を「第八條第二項第
五号」に改め、同表第九條第三項の項中「第九條
第三項」を「第八條第三項」に改め、同表第九條
第三項第一号の項中「第九條第三項第一号」を
「第八條第三項第一号」に改め、同表第十條第一
項の項上欄中「第十條第一項」を「第九條第一項」
に改め、同項中欄中「中小企業等」を「中小企
業等及び組合等」に改め、同表第十條第二項の
項中「第十條第二項」を「第九條第二項」に改め、
同表第十三條第一項から第三項まで並びに第十
四條第一項第一号及び第二号の項中「第十三條
第一項」を「第十六條第一項」に、「第十四條第一
項第一号」を「第十七條第一項第一号」に改め、

経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
行政庁	沖縄県知事

同表第十五條第一項第一号の項上欄中「第十五
條第一項第一号」を「第十八條第一項第一号」に
改め、同項中欄中「中小企業等」を「中小企
業等及び組合等」に改め、同表第三十六條第一
項の項中「第三十六條第一項」を「第四十五條第一
項」に改め、同表第三十七條第一項の項中「第三
十七條第一項」を「第四十六條第一項」に改め、
同表第三十七條第三項の項中「第三十七條第三
項」を「第四十六條第四項」に改め、同表第三
十八條第一項の項中「第三十八條第一項」を「第
四十七條第一項」に改め、同表第三十九條第二
項の項中「第三十九條第二項」を「第四十八條第
二項」に改め、同表第四十二條第一項の項を次の
ように改める。

第五十二條第一項	第四十七條	第四十七條第一項(沖縄振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
項	二項	及び

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部
改正)

第十一條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五條第一項第九号中「中小企業の新たな
事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等經
営強化法」に、「第五條」を「第十九條」に、「第二
十一條」を「第二十五條及び第二十九條」に、「及
び同法第三十四條第一項」を並びに同法第四十
二條第一項に改め、同条第二項第六号中「中小
企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三
十四條第二項」を「中小企業等經營強化法第四十
二條第二項」に改め、同条第五項中「中小企業の

新たな事業活動の促進に関する法律第三十四條
第一項」を「中小企業等經營強化法第四十二條第
一項」に改める。
第十八條第一項第二号中「中小企業の新たな
事業活動の促進に関する法律第五條」を「中小企
業等經營強化法第十九條」に改める。
第二十二條第一項中「中小企業の新たな事業
活動の促進に関する法律第三十四條第一項第一
号」を「中小企業等經營強化法第四十二條第一
項第一号」に改める。
附則第五條第一項第五号イ中「中小企業の新
たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業
等經營強化法」に改める。

(サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十条(見出しを含む。)中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律を」中小企業等経営強化法に改め、同条のうち中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第二項の改正規定中「第三十二条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

(サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十三条 サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

(経済産業省設置法の一部改正)

第十四条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「(昭和三十四年法律第百二十一号)の下に、中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)を加える。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月十四日
厚生労働委員長 三原じゅん子
参議院議長 山崎 正昭殿

附則第一条第一号中「附則第九条」を「附則第十条」に改め、同条第二号中「附則第八条」を「附則第九条」に、「平成二十七年十月一日」を「平成二十八年七月一日」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に、「附則第四条から第六号まで」を「附則第五条から第七号まで」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条中確定拠出年金法第三条第三項第七号、第十九条から第二十一条の三まで、第十五条第二項第四号及び第六十八号の改正規定、同法第六十九号の改正規定(個人型年金加入者掛金の額は「一年間の個人型年金加入者掛金の額の総額は」に、「一月につき」を「二年間に」に改め、「額の」の下に「総額の」を加える部分に限る。)、同法第七十条第一項及び第七十一条第一項の改正規定並びに附則第四条の規定 平成三十年一月一日

附則第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「第二条の規定による確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「施行日」を「この法律の施行の日(次項及び附則第八条において「施行日」という。)」に、「改正前確定拠出年金法」を「第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)」による改正前の確定拠出年金法(次項において「改正前確定拠出年金法」という。))に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。附則第九条を附則第十条とする。

附則第八条中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条中「第三号施行日」を「第四号施行日」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第五条中「第三号施行日」を「第四号施行日」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四条第一項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に、「第三号施行日」を「第四号施行日」に改め、同条第二項中「第三号施行日」を「第四号施行日」に改め、同条第三項中「第三号施行日」を「第四号施行日」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に、「平成二十七年法律第 号」を「平成二十八年法律第 号」に改め、同条第四項中「第三号施行日」を「第四号施行日」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第三条の次に次の一号を加える。

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月以前の月分の第二条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の確定拠出年金法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金、同項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金及び同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金の納付及び給与からの控除については、なお従前の例による。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、企業年金制度等について、働き方の多様化を始め社会経済構造の変化に対応するとともに、若後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である

国民年金基金連合会の業務の追加等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日等について修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、厚生年金基金の解散が進んでいることに鑑み、企業年金を廃止する企業が極力生じないよう他の企業年金への円滑な移行について更なる支援策を検討すること。また、働き方の多様化及び制度の分立によって加入者が不利益を被ることのないよう、確定拠出年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済等の制度間のポータビリティの更なる拡充のために必要な措置について引き続き検討を加えること。

二、運用商品の選定及び提示に当たっては、元本確保型の運用商品の選択の実態やこれまで当該商品の提供を法律で義務付けてきた経緯を十分に尊重し、加入者の選択の幅が狭められることのないよう、元本確保型の運用商品を含めたりスク・リターン特性の異なる運用商品から三つ以上の運用商品が適切に選定され、加入者に提示されるよう必要な指導を行うこと。特に中小企業においては確定給付企業年金及び確定拠出年金について制度の周知徹底を図るとともに、更なる加入促進策及び投資教育の充実を始めとした運営支援策について引き続き検討すること。また、労使合意の形成に際して、特に労働組合のない中小企業においては、過半数代表を適切な手続で選出することなど加入者の意思が合意に適切に反映されるよう必要な指導を行うこと。さらに、確定拠出年金に加入し年金資産

を運用する上においては、社会保障制度及び投資に関する基礎的理解を有していることが望ましいことから、特に若年層に対する上記に関する教育の充実を図るとともに、確定拠出年金の普及拡大に向けた効果的な広報の在り方について検討すること。

三、確定拠出年金への新規加入時及び年金資産の移換時の費用並びに口座維持管理料等の各費用を低減させるため、確定拠出年金の取扱金融機関間の自由で公正な競争環境の整備及び国民年金基金連合会を含めた各費用の透明化のための施策について必要な検討を加えること。

四、個人型確定拠出年金の第三号被保険者への拡大に当たっては、女性の活躍推進を阻害するものとならないよう十分留意するとともに、国民年金第三号被保険者制度の在り方について引き続き検討すること。

五、平成二十八年年度末までの間、停止措置がなされている運用時における企業年金積立金に対する特別法人税の課税について、給付時との二重課税防止の観点から、廃止について検討を行うこと。

右決議する。

平成二十七年九月三日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案
確定拠出年金法等の一部を改正する法律
(確定拠出年金法の一部改正)

第一条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第四十八条の二の見出しを「情報収集等業務

及び資料提供等業務の委託」に改め、同条中「という。」の下に「及び企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務(以下「資料提供等業務」という。)を加える。

第四十八条の三及び第四十八条の四中「情報収集等業務」の下に「及び資料提供等業務」を加える。

第四十八条の五中「情報収集等業務」の下に「又は資料提供等業務」を加える。

附則第三条第一項各号列記以外の部分中「次の各号」の下に「(第四号厚生年金被保険者である場合にあつては、第三号を除く。)」を、「掲げる者」の下に「(同項第二号に掲げる者である場合にあつては、第四号厚生年金被保険者を除く。)」を加える。

第二条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「の被保険者(を)の被保険者をいい、(第一号等厚生年金被保険者とは、厚生年金保険の被保険者のうち)に改め、」に「を」を削る。

第三条第一項及び第三項第六号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同項第七号中「算定方法の下に」その他その拠出を加え、同項第七号の二中「拠出する」を「拠出することができ」を定める」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の三 企業型年金加入者が掛金を拠出することができ、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることのできることを定めるときは、その旨

第四条第一項第二号及び第三項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同条に次の二項を加える。
4 事業主は、厚生労働省令で定めるところに

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案

より、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第一号等厚生年金被保険者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

5 厚生労働大臣は、前条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた規約について同条第一項の承認をしたときは、厚生労働省令で定める事項を連合会に通知しなければならない。

第五条第二項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同条第四項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に、「(厚生年金保険の被保険者を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、(含む。))」の下に「同条第五項中「について」とあるのは「について当該事項に係る」とを加える。

第九条及び第十条第三号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第十一条中「さらに」を「更に」に改め、同条第四号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第十九条第一項中「企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき」を「政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に」に改め、同条第三項中「企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき」を「政令で定める基準に従い」に改め、「により、」の下に「年一回以上、定期的に」を加える。

第二十条中「係る」の下に「一年間の」を、「同」の下に「の総額」を加え、「一月につき」を「二年間に」に、「額の」を「額の総額の」に改める。

第二十一条第一項及び第二十一条の二第一項中「毎月」を削り、「翌月末日」を「企業型年金規約で定める日」に改める。
第二十一条の三第一項中「前月分の」及び「(当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用さ

れなくなつた場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金」を削る。

第三十二条第一項中「者は」の下に「(厚生労働省令で定めるところにより)」を加える。

第四十六条第一項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改める。

第五十五条第二項第四号中「方法」の下に「その他その拠出を加え、同項第六号中「第七十三」の下に「及び第百十三」を加える。

第六十二条第一項第一号中「者を」を「者(以下これらの者を「保険料免除者」という。))」に改め、同項第二号中「企業型年金加入者」の下に「企業型年金規約において第三項第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。」を加え、「第三項第九号」を「第三項第七号」に、「企業年金等対象者を」を「企業年金等対象者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 国民年金法第七十一条第三号に規定する第三号被保険者

第六十二条第三項中「第六号」を「第五号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「国民年金法第八十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされた」を「保険料免除者となつた」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を削り、同項第九号中「企業年金等対象者を」を「企業型年金等対象者」に改め、同号を同項第七号とする。

第六十四条第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第六十八條第一項中「個人型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、」を「政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第六十九條中「個人型年金加入者掛金の額は」を「二年間の個人型年金加入者掛金の額の総額は、一月につき」を「一年間に」に改め、「額の」の下に「総額の」を加え、「又は第二号加入者を、第二号加入者」に改め、「同じ。」の下に「又は第三号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。)」を加える。

第七十條第一項中「毎月の」を削る。

第七十一條第一項中「前月分の」及び「第二号加入者がその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金」を削る。

第七十九條第一項中「第百三十七條の二十二」を「第百三十七條の十二第二項中」及び「国民年金基金制度」とあるのは「並びに国民年金基金制度及び確定拠出年金制度」と、同法第百三十七條の二十三に改める。

第百三十三條第一項中「個人型年金加入者又は受給権者を企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者又は連合会移換者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)」に、「(受給権者を「企業型年金運用指図者であつて当該企業型年金に個人別管理資産があるもの」に、「受給権を裁定した者」を「企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等」に改める。

図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四條第二項の申出をし(第八十三條第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。)、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者(当該申出をしたときから継続して第六十二條第一項各号に掲げる者(同項第二号に掲げる者である場合にあつては、第四号厚生年金被保険者を除く。))に該当している者に限る。))であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したものをいう。第六号において同じ。))であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものを削り、同項第一号中「六十歳未満」を「保険料免除者」に改め、同項第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「(継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日)」を削り、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とする。

第三條 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四條の三」を「第五十四條の六」に改める。

第三條第三項第一号中「事業主」の下に「次項及び第五項」を、「第四十七條第五号」の下に「第五十四條の五、第五十五條第二項第四号の二」を加え、「及び第七十八條を」並びに第七十八條に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第五項に規定する簡易企業型年金を実施する場合にあつては、その旨

第三條第三項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 第二十三條の二第一項の規定により指定運用方法を提示することとする場合にあつては、指定運用方法の提示に関する事項

八の三 第二十六條第一項の規定により運用

の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

第三條に次の三項を加える。

4 第一項の承認を受けようとする厚生年金適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該承認に係る申請書に、次に掲げる書類(当該事業主が運営管理業務の全部を行う場合にあつては、第四号に掲げる書類を除く。))を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 実施する企業型年金に係る規約

二 第一項の同意を得たことを証する書類

三 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業所において確定給付企業年金(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二條第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。))又は退職手当制度を実施しているときは、当該確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類

四 運営管理業務の委託に係る契約書

五 第八條第二項に規定する資産管理契約の契約書

六 その他厚生労働省令で定める書類

5 厚生年金適用事業所の事業主が次に掲げる要件に適合する企業型年金(第十九條第二項及び第二十三條第一項において「簡易企業型年金」という。))について、第一項の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項第三号から第五号までに掲げる書類及び同項第六号に掲げる書類(厚生労働省令で定める書類に限る。))の添付を省略することができる。

一 実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者(厚生労働省令で定める者を除く。))が実施する企業型年金の企業型

年金加入者の資格を有すること。

二 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が百人以下であること。

三 その他厚生労働省令で定める要件

6 前各項に定めるもののほか、企業型年金に係る規約の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

第四條第一項第二号中「にあつては」を「であつて、当該実施事業所において確定給付企業年金又は退職手当制度を実施しているときは」に改め、「当該実施事業所において実施されている」及び「(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二條第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。))」を削り、同項第四号中「又は」を「及び」に改め、「第二十三條第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第七條第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業主は、第一項の規定により確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合(第二項の規定により再委託した場合を含む。))は、少なくとも五年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十九條第二項中「ところにより算定した額」を「もの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、簡易企業型年金に係る事業主掛金の額については、政令で定める基準に従ひ企業型年金規約で定める額とする。

第二十二條第一項中「措置を」の下に「継続的に」を加え、同条第二項中「継続的に実施することともに」を削る。

第二十三条第一項中「企業型年金規約で定めるところに従つて少なくとも三以上選定し」を「(次条第一項において「対象運用方法」という。)を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、三以上(簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)にあつては、二以上)で選定し、企業型年金規約で定めるところにより」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「前項の」を「前二項の規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他政令で定める基準に従つて行われなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(指定運用方法の選定)

第二十三条の二 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、前条第一項の規定により提示する運用の方法のほか、対象運用方法のうちから一の運用の方法を選定し、企業型年金加入者に提示することができる。

2 前項の規定により選定した運用の方法(以下「指定運用方法」という。)は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定により指定運用方法を選定する場合について準用する。

第二十四条中「前条第一項」を「第二十三条第

一項」に、「次条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定運用方法に係る情報の提供)

第二十四条の二 企業型運用関連運営管理機関等は、第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を選定し、提示した場合は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項に係る情報を企業型年金加入者に提供しなければならない。

一 指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性

二 指定運用方法を選定した理由

三 第二十五条の二第二項の事項

四 その他厚生労働省令で定める事項

第二十五条第二項中「運用の指図」という。(以下この章において単に「運用の指図」という。)を加え、「提示運用方法」を「第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法(第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示された場合にあつては、当該指定運用方法を含む。以下この条において同じ。)(第二十六条第一項において「提示運用方法」という。))に、「方法を」と「運用の方法」を改め、同条第三項中「第一項の運用を」を「運用」に改め、「同項の」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例)

第二十五条の二 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して三月以上で企業型年金規約で定める期間(次項において「特定期間」という。)を経過してもなお企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、当該企業型記録関連運営管理機関等は、同項の事項及び当該指定運用方法を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

一 第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されている場合であつて、企業型年金加入者がその資格を取得したとき、その後最初に事業主掛金又は企業型年金加入者掛金(次号及び第三項において「事業主掛金等」という。)の納付が行われた日

二 企業型年金加入者がその資格を取得している場合であつて、第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されたとき、その後最初に事業主掛金等の納付が行われた日

2 前項の規定による通知を受けた企業型年金加入者が特定期間を経過した日から二週間以上で企業型年金規約で定める期間(次項において「猶予期間」という。)を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。

3 前項の「未指図個人別管理資産」とは、個人別管理資産のうち、第一項の規定による通知に係る猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び同日後に納付される事業主掛金等について運用の指図が行われていないものをいう。

第二十六条中「から運用の方法を除外しようとするときは」の下に、「企業型年金規約で定めるところにより」を加え、「前条第一項の」を削り、「の同意を」を「(以下この条において「除外運用方法指図者」という。)(所在が明らかでない者を除く。))の三分の二以上の同意を」に改め、同条に次の三項を加える。

2 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から三週間以上で企業型年金規約で定め

る期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。

3 企業型運用関連運営管理機関等は、第一項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。

4 企業型運用関連運営管理機関等は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨を公告しなければならない。

第五十四条の三 前二条を「第五十四条から前条まで」に改め、「脱退一時金相当額等」の下に「並びに確定給付企業年金の資産管理運用機関等及び機構への個人別管理資産を加え、第二章第八節中同条を第五十四条の六とし、第五十四条の二の次に次の三条を加える。

(他の制度の資産等の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第五十四条の三 第五十四条第一項又は前条第一項の規定により移換される資産又は脱退一時金相当額等がある場合における第二十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「及び同日後」とあるのは、「同日後」と、「をいう」とあるのは「及び同日後に第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定により移換される資産又は脱退一時金相当額等について運用の指図が行われていないものをいう」とする。

(確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第五十四条の四 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理

資産がある者に限る。は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等(確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。)に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

(退職金共済契約の被共済者となつた者等の個人別管理資産の移換)

第五十四条の五 実施事業所の事業主が会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為(以下この条において「合併等」という。)をした場合であつて、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約を締結するとき、当該事業主は、当該企業型年金加入者であつた者の同意を得て、当該企業型年金の資産管理機関に独立行政法人勤労者退職金共済機構(次条において「機構」という。)への当該同意を得た企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

第五十五条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 中小事業主(企業型年金及び確定給

付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつて、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が百人以下のものをいう。以下この章において同じ。)が第六十八条の二第一項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあっては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

第五十五条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第七十三条において準用する第二十条の二第二項の規定により指定運用方法を提示することとする場合にあっては、指定運用方法の提示に関する事項

五の三 第七十三条において準用する第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあっては、除外に係る手続に関する事項

第五十五条第二項第六号中、「個人型年金加入者又は」を「の資格を取得した者又は個人型年金加入者若しくは」に改め、「の資格を取得した者」を削る。

第五十六条第一項第二号中「又は」を「及び」に改め、「第二十三条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(中小事業主掛金)

第六十八条の二 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者が前条第一項の規定により掛金を拠出する場合(第七十条第二項の規定により当該中小事業主を介して納付を行う場合に限る。)は、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に、掛金を拠出することができる。

2 中小事業主は、前項の規定による掛金(以下「中小事業主掛金」という。)を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、一定の資格を定めることができる。この場合において、中小事業主は、同項の同意を得なければならない。

3 中小事業主が前項の資格を定める場合にあっては、当該資格は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

4 中小事業主掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、中小事業主が決定し、又は変更する。

5 中小事業主は、前項の規定により中小事業主掛金の額を決定し、若しくは変更したとき、又は中小事業主掛金を拠出しないこととなつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、中小事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならない。

6 中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その名称、住所その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があつたとき、中小事業主掛金を拠出しないこととなつたときその他厚生労働省令で定めるときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

第六十九条中「一年間の個人型年金加入者掛金の額」の下に「(中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。)」を加える。

第七十条の次に次の一条を加える。

(中小事業主掛金の納付)

第七十条の二 中小事業主は、第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出するときは、個人型年金規約で定めるところにより、連合会に納付するものとする。

2 前条第四項の規定は、連合会が前項の規定により中小事業主掛金の納付を受けた場合について準用する。

第七十一条第一項中「前条第二項」を「第七十条第二項」に改める。

第七十四条の二第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(脱退一時金相当額等の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第七十四条の三 第二十五条の二の規定は、前条第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等がある場合について準用する。この場合において、第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替へるものとする。

(確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第七十四条の四 個人型年金に個人別管理資産がある者は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、連合会にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

2 連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

(政令への委任)

第七十四条の五 前三条に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等及び確定給付企業年金の資産管理運用機関等への個人別管理資産の移換に必要事項は、政令で定める。

第八十条第一項中「の資格を取得したの下に」の場合において、甲企業型年金の企業型記録管理連通管理機関等に対し、その個人別管理資産の移換を申し出たを加え、「それぞれ」を削り、「当該資格を取得したを」当該申出をしたに改め、同項第一号中「乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者並びに第三号及び第四号に掲げる者を除く。」を削り、同項第二号中「(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び第四号に掲げる者を除く。)」を「又は個人型年金運用指図者」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に掲げる者(企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合であつて、乙企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過してもなお乙企業型年金に個人別管理資産があるときは、乙企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

第八十条第三項中「前二項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 第八十三条第一項の規定によりその個人別管理資産が連合会に移換された者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限り、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、連合会は、当該資格を

取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

第八十一条の見出しを「(個人型年金加入者となつた者等の個人別管理資産の移換)」に改め、同条第一項中「限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。」が「を」に限る。が連合会に対し、その個人別管理資産の移換の申出をした場合であつて、当該移換の申出と同時に、「の申出を」若しくは第六十四条第二項の規定による申出に、「ときは」を「とき、又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者であるときは」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条を第八十二条とし、同条の次に次の一項を加える。

(個人型年金加入者となつた者等の個人別管理資産の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第八十二条の二 第二十五条の二の規定は、前条第一項の規定により移換される個人型年金加入者の個人別管理資産がある場合について準用する。この場合において、第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛金等」とあるのは、「第八十二条第一項の規定により移換される個人別管理資産」と読み替えるものとする。

第八十条の次に次の一項を加える。

(企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第八十一条 前条第一項から第三項までの規定により移換される個人別管理資産がある場合における第二十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「及び同日後」とあるのは「同日後」と、「をいう」とあるのは「及び同日後に第八十条第一項から第三項までの規定

により移換される個人別管理資産について運用の指図が行われていないものをいう」とする。

第八十三条第一項第一号中「前三条を」第五十四条の四、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三に改め、「企業型年金運用指図者」の下に「及び次号に掲げる者」を加え、同項第二号中「前三条を」当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に第五十四条の四、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三に改める。

第八十四条第一項中「第八十条から前条まで」を「第五十四条の四、第八十条、第八十二条若しくは前条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三に改める。

第九十七条中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

第九十九条第二項中「確定拠出年金運営管理機関は」の下に「第七条第一項若しくは第六十条第一項の規定による委託又は第七条第二項若しくは第六十条第三項の規定による再委託を受けたを加える。

第二百二十三条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「第八十条第三項、第八十一条第三項」を「第八十条第四項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十六条第三項(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をしない者

三 第二十六条第四項(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした者
(確定給付企業年金法の一部改正)
第四条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等(第八十二条の二・第八十二条の三)」を「確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等(第八十二条の二―第八十二条の五)」に改める。

第四条第一号中「第八十二条の二第四項及び第五項を」第八十二条の二第六項及び第七項、第八十二条の四第一項に改める。

第五十六条第三項中「第十七条第一項」の下に「又は第三十一条の四第一項」を、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」の下に「(第八十二条の四第一項及び第八十二条の五第一項において「機構」という。)」を加え、「同項」を「同法第十七条第一項」に改め、「引渡し」の下に「又は同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換」を加え、「当該を」これらの」に改める。

第七十八条の次に次の一項を加える。

(確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例)

第七十八条の二 確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合又は基金が二以上の事業主により設立された場合において、事業主等が一の事業主の実施事業所の全てを減少させようとする場合であつて次に掲げる要件を満たすときは、前条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認(確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、当該実施事業所を減少させることができる。

一 減少させようとする実施事業所の事業主が確定給付企業年金を継続することが困難であると認められること。
二 基金の場合にあっては、基金の加入者の数が、当該実施事業所を減少させた後においても、第十二条第一項第四号(基金を共

同して設立している場合にあっては、同項第五号)の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれること。

三 当該実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあっては、規約において、当該増加に係る実施事業所の事業主が、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち当該規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出する旨を定めていること。

第七十九条第一項中「認可」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該加入者等の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認を受けずに、当該同意を得た加入者等に係る当該権利義務の移転を申し出ることができる。

第七十九条第二項中「前項の」を「前項本文の規定による」に、「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「同項」を「同項本文」に、「承継する」を「承継し、同項ただし書の規定による申出があつたときは移転確定給付企業年金の加入者等の同意を得て、同項ただし書の権利義務を承継する」に改める。

第八十一条の二第一項中「当該加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く。」であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該確定給付企業年金の加入者であつた期間が政令で定める期間に満たないものを規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。」に改める。

第九章 確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等

第八十二条の二第一項中「第四項」を「第六項」

に改め、同条第二項中「以外の者」の下に「(以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。)」を加え、同条第三項中「同意」の下に「及び移換加入者以外の加入者の同意」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第八十二条の二第四項」を「第八十二条の二第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による積立金の移換に伴いその使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合として厚生労働省令で定める場合には、第二項の規定にかかわらず、その使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所については、当該移換加入者以外の加入者の同意を要しない。

5 事業主等は、第一項の規定によりその資産管理運用機関等が積立金の一部を移換したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

第九章に次の二条を加える。

(確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換)

第八十二条の四 実施事業所の事業主が会社法

(平成十七年法律第八十六号)その他の法律の

規定による合併、会社分割その他の行為とし

て厚生労働省令で定める行為(以下この項に

おいて「合併等」という。)をした場合であつ

て、当該合併等に係る事業主が、当該合併等

により確定給付企業年金の加入者の資格を喪

失した者を中小企業退職金共済法第二条第七

項に規定する被共済者として同条第三項に規

定する退職金共済契約を締結するときは、当

該事業主は、政令で定める基準に従い規約で

定めるところにより、当該加入者であつた者

の同意を得て、当該確定給付企業年金の資産

管理運用機関等に機構への当該同意を得た加入者であつた者に係る積立金(第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、第八十九条第六項に規定する残余財産の移換を申し出ることができる)。

2 事業主等は、前項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

3 第一項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により残余財産を移換したときは、第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、同項に規定する終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から確定給付企業年金への資産の移換)

第八十二条の五 事業主等は、その資産管理運

用機関等が確定拠出年金法第五十四条の四第

二項若しくは第七十四条の四第二項の規定に

よりこれらの項に規定する個人別管理資産の

移換を受けた場合又は中小企業退職金共済法

第十七条第一項若しくは第三十一条の四第一

項の規定により機構から同法第十七条第一

項の規定による厚生労働省令で定める金額の引渡

し若しくは同法第三十一条の四第一項に規定

する解約手当金に相当する額の移換を受けた

場合は、これらの金額を原資として、政令で

定める基準に従い規約で定めるところによ

り、当該加入者に対し、老齢給付金等の支給

を行うものとする。

2 事業主等は、前項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該加入者に通知しなければならない。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第五条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法

律第六十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六節 雑則(第三十二条―第三十四条条)」を「第六節 企業年金制度からの移換額の雑則(第三十二条―第三十四条条)」に改める。

第七十七条第一項中「規定する確定給付企業年金」の下に「(第三十一条の三及び第三十一条の四において「確定給付企業年金」という。)」を、「企業型年金」の下に「(第三十一条の三及び第三十一条の四において「企業型年金」という。)」を、「資産管理運用機関等」の下に「(第三十一条の三及び第三十一条の四において「資産管理運用機関等」という。)」を、「資産管理運用機関等」という。を加える。

第二十七條第一項及び第二項中「第三十一条の二第一項」の下に「又は第三十一条の三第一項」を加える。

第二章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 企業年金制度からの移換額の移換等

(資産管理運用機関等からの移換額の移換等)

第三十一条の三 事業主(確定給付企業年金法

第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第

五十四条の五の規定による申出をしたものに

限る。)が、その雇用する加入者(確定給付企

業年金法第二条第四項に規定する加入者をい

う。第六項及び次条第一項において同じ。)で

あつた者又は企業型年金加入者(確定拠出年

金法第二条第八項に規定する企業型年金加入

者をいう。第六項及び次条第一項において同

じ。)であつた者を被共済者として退職金共済

契約を締結する場合において、次の各号に掲

げる者が、機構との間で、当該退職金共済契

約の被共済者となつた者について当該各号に

定める資産を機構に移換することその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が、機構に対して厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該各号に掲げる者との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該資産の移換を受けるものとする。

一 資産管理運用機関等 確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金又は同法第八十九条第六項に規定する残余財産

二 資産管理機関 確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産

2 機構が、前項各号に定める資産の移換を受けた場合において、当該移換を受けた資産の額(以下この条において「移換額」という。)のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者の当該政令で定める額に係る確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者期間又は確定拠出年金法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間を超えることができない。

3 移換額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十條第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日

の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。)

二 十二月以上 第十條第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該移換額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。

6 第一項及び前項の規定は、確定給付企業年金又は企業型年金を実施していた事業主が、その雇用する加入者であつた者又は企業型年金加入者であつた者を被共済者として退職金共済契約を確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をする前から締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十條第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第一項の移換を受けなかつたものとみなして同条第一項ただし書及び第二項の規定により

算定した退職金の額に、当該移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該移換額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該移換額)を加算した額とする。

8 第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定の適用を受ける被共済者が、第一項第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第十條第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、前条第三項及び第七項並びに第三項及び第七項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換等)

第三十一条の四 共済契約者が会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為(以下この項において「合併等」という。)をした場合であつて、当該

合併等により退職金共済契約が第八條第三項第一号の規定に基づき解除された被共済者を加入者とする確定給付企業年金又は企業型年金加入者とする企業型年金を実施するときは、機構は、当該共済契約者が当該被共済者の同意を得て厚生労働省令で定めるところにより行う確定給付企業年金又は企業型年金(厚生労働省令で定めるものに限る。)への解約手当金に相当する額の移換に関する申出に基づき、資産管理運用機関等又は資産管理機関に当該同意を得た被共済者に係る解約手当金に相当する額を移換するものとする。

2 前項の規定による申出があつた場合においては、機構は、第十六条第一項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給しないものとする。

3 機構は、第一項の規定による申出に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。

一 第一項の規定による申出に係る確定給付企業年金又は確定拠出年金が実施される前に退職又は死亡したとき。

二 前号に掲げるときのほか、厚生労働省令で定める事由が生じたとき。

第七十五条の二 第六項中(平成十七年法律第八十六号)を削る。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第三項の表改正後確定給付企業年金法第八十八條の項の次に次のように加える。

以下同じ。

性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）

当該確定給付企業年金	当該確定給付企業年金、	存続厚生
年金基金	年金基金	

附則第五條第三項の表改正後確定拠出年金法第四條第二項第二号の項を次のように改める

確定拠出年金法第四条第一項第二号

確定給付企業年金

確定給付企業年金、
 存続厚生年金
 基金

附則第五條第三項の表改正後確定拠出年金法第五十四條の二第二項の項の次に次のように加える。

確定拠出年金法第五十五条 及び確定給付企業年金

、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金

附則第五條第三項の表改正後確定拠出年金法第六十二條第一項第二号の項を削る。

附則第四十条第八項中「改正後確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に改め、「同じ。」の下に「及び資料提供等業務(同法第四十八条の二に規定する資料提供等業務をいう。次条第三号において同じ。)」を加える。

附則第四十一条第三号中「情報収集等業務」の下に「及び資料提供等業務」を加える。
(国民年金法の一部改正)

第七條 國民年金法（昭和三十四年法律第四百十
一號）の一部を次のように改正する。

目次中「第七款 解散及び清算（第三百二十五

「第七款
第八款
第一款
第二目
分合
併散
合

条—第一百三十七条の二の四」を

第二目
第二目
雜分

及び清算（第三百三十五条―第三百三十七条の二の
及び分割
併（第三百三十七条の三―第三百三十七条の三の六）
割（第三百三十七条の三の七―第三百三十七条の三
則（第三百三十七条の三の十三―第三百三十七条の

に、「第三百二十七条の二の五―第百

三の十六

三十七條の四」を「第三百三十七條の四―第三百三十七條の四の三」に改める。

第百十八条の二第二項中「一の」を「一（第百三

十七条の三の規定による吸収合併後存続する地域型基金にあつては、一以上の」に改める。

第百二十四条第二項ただし書中三分の二の下に「(第百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とした地域型基金にあつては、二分の一)を加え、「年金に関する」を

「基金の業務の適正な運営に必要な」に改める。

第二百二十八条第三項中「金融機関」の下に「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。」を加へる。

第百三十三条中「年金について」の下に、「第二十一条の二の規定は、基金が支給する年金及び一時金について」を、「基金と」の下に、「第二十一条の二中「支払うべき年金給付」とあるのは「支払うべき一時金」と、「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の支払金」とを加える。

第十章第二節第一款中第三百三十七條の四を第三百三十七條の四の三とし、第三百三十七條の三を第三百三十七條の四の二とし、第三百三十七條の二の五を第三百三十七條の四とする。

第十章第一節に次の一款を加える。

第八款 合併及び分割

第一目 合併

第百三十七条の三 基金は、厚生労働大臣の認

可を受けて、他の基金と吸収合併。基金が他の基金とする合併であつて、合併により消滅する基金の権利義務の全部を合併後存続する基金に承継させるものをいう。以下この目について同じ。をすることが出来る。こと、

地域型基金と職能型基金との吸収合併について

ては、その地区が全国である地域型基金が次条に規定する吸収合併存続基金となる場合を除き、これを行うことができない。

2 合併をする基金は、吸収合併契約を締結しなければならぬ。

第二百二十七条の三の二 基金が吸収合併をする

場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する基金(第百三十七条の三の六及び第百三十七条の三の十五第一項において「吸収合併存続基金」という。)及び吸収合併により消滅する基金(第百三十七条の三の六及び

同項において「吸収合併消滅基金」という。）の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

第三百三十七条の三の三 基金は、吸収合併契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならぬ。

第三百三十七條の三の四 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日（次項において「議決日」という。）から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならぬ。

2 基金は、議決日から第三百三十七条の第三項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主た

る事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならぬ。

第百三十七条の三の五 基金は、前条第一項の

期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に吸収合併に対して異議を述べなかつたときは、吸収合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、基金は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせること

を目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第百三十七条の三の六 吸収合併存続基金は、第百三十七条の三第一項の認可を受けた日に、吸収合併消滅基金の権利義務を承継する。

第二目 分割

第百三十七条の三の七 基金は、職能型基金が、その事業に関して有する権利義務であつて次項に規定する吸収分割承継基金となる地域型基金の地区に係るものを当該地域型基金に承継させる場合に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、吸収分割（基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の基金に承継させることをいう。以下同じ。）をすることができる。

2 吸収分割をする基金（以下「吸収分割基金」という。）は、当該基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該基金から承継する基金（以下「吸収分割承継基金」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

第百三十七条の三の八 基金が吸収分割をする場合には、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収分割基金及び吸収分割承継基金の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 吸収分割承継基金が吸収分割により吸収分割基金から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第百三十七条の三の九 基金は、吸収分割契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。

第百三十七条の三の十 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた

日（次項において「議決日」という。）から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 基金は、議決日から第百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第百三十七条の三の十一 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、基金は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第百三十七条の三の十二 吸収分割承継基金は、吸収分割契約の定めに従い、第百三十七条の三の七第一項の認可を受けた日に、吸収分割基金の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、吸収分割基金の債権者であつて、前条第一項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割基金に対して債務の履行を請求することができないもの

とされている場合であつても、吸収分割基金に対して、吸収分割基金が第百三十七条の三の七第一項の認可を受けた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割基金の債権者であつて、前条第一項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継基金に対して債務の履行を請求することができないものとされている場合であつても、吸収分割承継基金に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第三目 雑則

第百三十七条の三の十三 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三十三号）第二条から第八条まで（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）及び商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）附則第五条第一項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める」とあるのは「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十七条の三の十第一項に規定する議決日から起算して、二週間を経過すると、同法第三条から第八条まで（第四条第三項を除く。）の規定中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に」とあ

るのは「国民年金法第百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日の前日までの日で分割基金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十七条の三の十四 民法第百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第百九十八条の十第一項及び第二項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、同法第百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十七条の三の十四において準用する次条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第百三十七条の三の十五 吸収合併存続基金が、第百三十七条の三の六の規定により権利義務を承継したときは、吸収合併存続基金に年金の支給に関する義務が承継された者の吸収合併消滅基金の加入員期間は、吸収合併存続基金の加入員期間とみなす。

2 吸収分割承継基金が、第百三十七条の三の十二第一項の規定により権利義務を承継したときは、吸収分割承継基金に年金の支給に関する義務が承継された者の吸収分割基金の加入員期間は、吸収分割承継基金の加入員期間とみなす。

第百三十七条の三の十六 この款に定めるもののほか、基金の合併及び分割に関し必要な事項は、政令で定める。

第百三十七条の三の十七 次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、規約で定めるところにより、会員である基金の理事長の過半数の同意を得て、連合会の業務の適正な運営及び国民年金基金制度の適切な運用に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱することを妨げない。

第百三十七条の十二第二項ただし書中「年金に関する」を「連合会の業務の適正な運営及び国民年金基金制度の適切な運用に必要な」に改める。

第百三十七条の十五第二項第二号中「ことその他基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの」を「事業」に改め、同項に次の二号を加える。

三 基金への助言又は指導を行う事業その他の基金の行う事業の健全な発展を図るものとして政令で定める事業

四 国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業

第百三十七条の二十一第一項中「が支給する年金について」の下に、「第二十一条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金についてを」、「連合会」との下に、「第二十一条の二中支払うべき年金給付」とあるのは「支払うべき一時金」と、「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の支払金」とを加える。

第百四十六條第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第百三十七条の三の四第二項又は第百三十七条の三の十第二項の規定に違反して、書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれらの規定による閲覧を拒んだとき。

第百四十八条中「第百三十七条の四第一項」を「第百三十七条の四の三第二項」に改める。

附則第五条第十二項中「同項第二号に掲げる者」に「次項」を「同項第一号に掲げる者」を除く。第十四項に改め、同条第十三項中「第百三十七条の二の五」を「第百三十七条の四」に、「附則第五条第十三項」を「附則第五条第十四項」に

改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第一項の規定による被保険者（同項第三号に掲げる者に限る。）は、第百二十七条第一項の規定にかかわらず、その者が住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に申し出て、地域型基金又は職能型基金の加入員となることができる。この場合における第百十六條第一項及び第二項並びに第百二十七条第三項の規定の適用については、第百十六條第一項中「有する者」とあるのは「有する者及び有していた者」と、同条第二項中「従事する者」とあるのは「従事する者及び従事していた者」と、第百二十七条第三項第二号中「地域型基金の加入員」とあるのは「地域型基金の加入員（附則第五条第十三項の規定により加入員となつた者を除く。）」と、「職能型基金の加入員」とあるのは「職能型基金の加入員（同項の規定により加入員となつた者を除く。）」とする。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中確定給付企業年金法第七十八條の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十九條及び第八十二條の二の改正規定並びに第六條中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十條第八項及び第四十一條第三号の改正規定並びに附則第八條の規定 平成二十七年十月一日
三 第三条の規定、第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、第五条の規定並びに第

六條中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第三項の表改正後確定給付企業年金法第八十八條の項の次に一項を加える改正規定、同表改正後確定拠出年金法第四條第一項第二号の項を改める改正規定及び同表改正後確定拠出年金法第五十四條の二第二項の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第四條から第六條までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（第二条の規定による確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下この条及び附則第七条において「施行日」という。）の属する月の前月以前の月分の第二条の規定による改正前の確定拠出年金法（以下この条において「改正前確定拠出年金法」という。）第三條第三項第七号に規定する事業主掛金、同項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金及び改正前確定拠出年金法第五十五條第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金の納付及び給与からの控除については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた改正前確定拠出年金法第十三條第一項の老齢給付金の支給の請求であつて、この法律の施行の際、支給をすることがどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者又は同条第十項に規定する個人型年金加入者の資格を喪失している者に係る改正前確定拠出年金法附則第三条第一項の脱退一時金の支給については、なお従前の例による。

（第三条の規定による確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に第三条の規定による改正前の確定拠出年金法（次項及び第三項において「改正前確定拠出年金法」という。）第三條第一項の承認の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 第三号施行日前に納付されることとされている改正前確定拠出年金法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金、同項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金及び改正前確定拠出年金法第五十五條第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金に係る運用の方法の選定及び提示、運用の指図並びに運用の方法の除外については、なお従前の例による。

3 第三号施行日から起算して五年を超えない期間内において、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に改正前確定拠出年金法第二十三條第一項（改正前確定拠出年金法第七十三條において準用する場合を含む。）の規定により同項の企業型運用関連運営管理機関等（改正前確定拠出年金法第七十三條において同項の規定を準用する場合にあつては、改正前確定拠出年金法第五十五條第二項第三号の個人型年金加入者等に係る改正前確定拠出年金法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務を行う改正前確定拠出年金法第三条第三項第四号の確定拠出年金運

営管理機関。以下この項において同じ。）が提示している運用の方法の数が、第三条の規定による改正後の確定拠出年金法（以下この項及び次項において「改正後確定拠出年金法」という。）第二十三条第一項（改正後確定拠出年金法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める数を超える場合における当該企業型運用関連運営管理機関等に係る同項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数」とあるのは、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同法第三条の規定による改正前の第二十三条第一項の規定により企業型年金加入者等に提示している運用の方法の数」とする。

4 改正後確定拠出年金法第五十四条の五の規定は、第三号施行日以後に行われる同条に規定する合併等について適用する。

（確定給付企業年金法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十二条の四の規定は、第三号施行日以後に行われる同条第一項に規定する合併等について適用する。

（中小企業退職金共済法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の中小企業退職金共済法第三十一条の四の規定は、第三号施行日以後に行われる同条第一項に規定する合併等について適用する。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「改正前国民年金法」という。）第百二十四条第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金

金の理事である者は、施行日に、第七条の規定による改正後の国民年金法（次項において「改正後国民年金法」という。）第百二十四条第二項ただし書の規定により国民年金基金の理事として選挙されたものとみなす。この場合において、その選挙されたものとみなされる者の任期は、同条第七項の規定にかかわらず、施行日における改正前国民年金法第百二十四条第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に改正前国民年金法第百三十七条の十二第二項ただし書の規定により選任された国民年金基金連合会の理事である者は、施行日に、改正後国民年金法第百三十七条の十二第二項ただし書の規定により国民年金基金連合会の理事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同条第七項の規定にかかわらず、施行日における改正前国民年金法第百三十七条の十二第二項ただし書の規定により選任された国民年金基金連合会の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

日程第一 航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十九回国会内閣提出、第百九十四回国会衆議院送付）

日程第二 航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十九回国会内閣提出、第百九十四回国会衆議院送付）

賛成者氏名

愛知 治郎君	青木 一彦君
赤池 誠章君	赤石 清美君
有村 治子君	井上 義行君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	木村 義雄君
岸 宏一君	北川イッセイ君
北村 経夫君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	島尻安伊子君
島田 三郎君	島村 大君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌一君	田中 茂君
伊達 忠一君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君

武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曽根弘文君	中西 健治君
中西 祐介君	二之湯 智君
二之湯・武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	橋本 聖子君
林 芳正君	藤井 基之君
藤川 政人君	古川 俊治君
堀井 巖君	堀内 恒夫君
堀立 昇治君	牧野たかお君
松下 新平君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	小野 次郎君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	川田 龍平君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君

小見山幸治君	齋藤 嘉隆君	中野 正志君	中山 恭子君	山東 昭子君	島尻安伊子君	尾立 源幸君	大久保 勉君
櫻井 充君	柴田 巧君	和田 政宗君	福島みずほ君	島田 三郎君	島村 大君	大島九州男君	大塚 耕平君
榛葉賀津也君	田中 直紀君	又市 征治君	吉田 忠智君	末松 信介君	世耕 弘成君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
津田弥太郎君	寺田 典城君	主演 了君	谷 亮子君	関口 昌一君	田中 茂君	風間 直樹君	金子 洋一君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	山本 太郎君	薬師寺ちよ君	伊達 忠一君	高階恵美子君	神本美恵子君	川田 龍平君
長浜 博行君	難波 奨二君	渡辺美知太郎君	荒井 広幸君	高野光二郎君	高橋 克法君	北澤 俊美君	郡司 彰君
西村まさみ君	野田 国義君	平野 達男君	糸数 慶子君	滝沢 求君	滝波 宏文君	小西 洋之君	小林 正夫君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	行田 邦子君	興石 東君	武見 敬三君	柘植 芳文君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
浜野 喜史君	林 久美子君	脇 雅史君	松沢 成文君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	櫻井 充君	柴田 巧君
広田 一君	福山 哲郎君			堂故 茂君	豊田 俊郎君	榛葉賀津也君	田中 直紀君
藤田 幸久君	藤本 祐司君			中泉 松司君	中川 雅治君	津田弥太郎君	寺田 典城君
真山 勇一君	前川 清成君			中曾根弘文君	中西 健治君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君			中西 祐介君	二之湯 智君	長浜 博行君	難波 奨二君
水岡 俊一君	水野 賢一君			二之湯武史君	野村 昌司君	西村まさみ君	野田 国義君
森本 真治君	安井美沙子君			野上浩太郎君	野村 哲郎君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
柳澤 光美君	柳田 稔君			羽生田 俊君	橋本 聖子君	浜野 喜史君	林 久美子君
吉川 沙織君	蓮 舫君			林 芳正君	藤井 基之君	広田 一君	福山 哲郎君
荒木 清寛君	石川 博崇君			藤川 政人君	古川 俊治君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
魚住裕一郎君	河野 義博君			堀井 巖君	堀内 恒夫君	真山 勇一君	前川 清成君
佐々木さやか君	杉 久武君			舞立 昇治君	牧野たかお君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
竹谷とし子君	谷合 正明君			松下 新平君	松山 政司君	水岡 俊一君	水野 賢一君
長沢 広明君	新妻 秀規君			丸川 珠代君	丸山 和也君	森本 真治君	安井美沙子君
西田 実仁君	浜田 昌良君			三木 亨君	三原じゅん子君	吉川 沙織君	柳田 稔君
平木 大作君	矢倉 克夫君			三宅 伸吾君	溝手 顕正君	荒木 清寛君	蓮 舫君
山口那津男君	山本 香苗君			宮沢 洋一君	宮本 周司君	魚住裕一郎君	石川 博崇君
山本 博司君	横山 信一君			森 まさこ君	山下 雄平君	佐々木さやか君	河野 義博君
若松 謙維君	井上 哲士君			柳本 卓治君	山田 俊男君	竹谷とし子君	杉 久武君
市田 忠義君	紙 智子君			山田 修路君	山本 一太君	長沢 広明君	谷合 正明君
吉良よし子君	倉林 明子君			山谷えり子君	吉川ゆうみ君	西田 実仁君	新妻 秀規君
小池 晃君	田村 智子君			吉田 博美君	渡辺 猛之君	平木 大作君	浜田 昌良君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君			渡邊 美樹君	足立 信也君	山口那津男君	矢倉 克夫君
仁比 聡平君	山下 芳生君			相原久美子君	有田 芳生君	山本 博司君	山本 香苗君
東 徹君	江口 克彦君			石上 俊雄君	石橋 通宏君	山本 博司君	横山 信一君
片山虎之助君	儀間 光男君			磯崎 哲史君	江崎 孝君	若松 謙維君	東 徹君
清水 貴之君	藤巻 健史君			江田 五月君	小川 勝也君	江口 克彦君	片山虎之助君
アトニオ猪木君	松田 公太君			小川 敏夫君	小野 次郎君	儀間 光男君	清水 貴之君
山口 和之君	山田 太郎君					藤巻 健史君	アトニオ猪木君

反対者氏名

日程第三 サイバーセキュリティ基本法及び情報
処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇五名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井上 義行君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君

〇名

平成二十八年四月十五日 参議院會議録第二十号 投票者氏名

松田 公太君 山口 和之君
山田 太郎君 中野 正志君
中山 恭子君 和田 政宗君
主濱 了君 谷 亮子君
藥師寺みちよ君 渡辺美知太郎君
荒井 広幸君 平野 達男君
行田 邦子君 興石 東君
浜田 和幸君 松沢 成文君
脇 雅史君

反対者氏名

一六名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 福島みずほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
山本 太郎君 糸数 慶子君

日程第四 中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名 二二三名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井上 義行君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 木村 義雄君

岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島尻安伊子君
島田 三郎君 島村 大君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 田中 茂君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 健治君
中西 祐介君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
堀内 恒夫君 堀井 巖君
堀内 俊治君 堀下 昇治君
牧野たかお君 松山 新平君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君

渡辺 猛之君 渡邊 美樹君
足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 石上 俊雄君
石橋 通宏君 磯崎 哲史君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
小野 次郎君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
川田 龍平君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 小見山幸治君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
柴田 巧君 榎葉賀津也君
田中 直紀君 津田弥太郎君
寺田 典城君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤田 幸久君
藤本 祐司君 真山 勇一君
前川 清成君 水岡 俊一君
増子 輝彦君 森本 真治君
水野 賢一君 柳澤 光美君
安井美沙子君 吉川 沙織君
柳田 稔君 荒木 清寛君
蓮 舩君 魚住裕一郎君
石川 博崇君 佐々木さやか君
河野 義博君 竹谷とし子君
杉 久武君 長沢 広明君
谷合 正明君 西田 実仁君
新妻 秀規君 平木 大作君
浜田 昌良君

反対者氏名

〇名

日程第五 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出衆議院送付)委員長報告のとおり修正議決すること
賛成者氏名 二〇五名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井上 義行君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君

矢倉 克夫君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 東 徹君
江口 克彦君 片山虎之助君
儀間 光男君 清水 貴之君
藤巻 健史君 アントニオ猪木君
松田 公太君 山口 和之君
山田 太郎君 中野 正志君
中山 恭子君 和田 政宗君
福島みずほ君 又市 征治君
谷 亮子君 主濱 了君
薬師寺みちよ君 山本 太郎君
荒井 広幸君 渡辺美知太郎君
糸数 慶子君 平野 達男君
興石 東君 行田 邦子君
松沢 成文君 脇 雅史君

岩井 茂樹君	宇都 隆史君
上野 通子君	江島 潔君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	大沼みずほ君
大野 泰正君	太田 房江君
岡田 直樹君	岡田 広君
木村 義雄君	岸 宏一君
北川イツセイ君	北村 経夫君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	古賀友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
島尻安伊子君	島田 三郎君
島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田中 茂君	伊達 忠一君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 祐介君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
橋本 聖子君	林 芳正君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	古川 俊治君
堀井 巖君	堀内 恒夫君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松下 新平君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君

三宅 伸吾君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆのみ君
吉田 博美君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	小野 次郎君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	川田 龍平君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	柴田 巧君
榛葉賀津也君	田中 直紀君
津田弥太郎君	寺田 典城君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞敷君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤田 幸久君	藤本 祐司君
真山 勇一君	前川 清成君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
水岡 俊一君	水野 賢一君
森本 真治君	安井美沙子君

柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	東 徹君
江口 克彦君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
藤巻 健史君	アノ二才猪木君
松田 公太君	山口 和之君
山田 太郎君	中野 正志君
中山 恭子君	和田 政宗君
主演 了君	谷 亮子君
薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君
荒井 広幸君	平野 達男君
行田 邦子君	興石 東君
浜田 和幸君	松沢 成文君
脇 雅史君	
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
山本 太郎君	糸数 慶子君

病児保育の充実に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年三月三十日

牧山ひろえ

参議院議長 山崎 正昭殿

病児保育の充実に関する質問主意書

一 頼れる身内が近くにいない共働き世帯が増え、看護休暇も普及していない現状において、病児保育は二つの高い保育サービスの一つである。それにも関わらず、平成二十六年時点で病児保育事業を行っている施設は全国で千八百三十九か所にとどまっている。

平成二十七年の保育所及び認定こども園は全国で二万六千三百六十九か所であったことから、単純計算で病児保育施設一か所当たり約十四か所の保育所等をカバーしなければならぬ計算となり、施設数は到底十分とは言えない。

私はこれまで病児保育の施設の整備を促進すべきと何度も国会で取り上げてきたが、この度ようやく、子ども・子育て支援法の改正により、病児保育施設整備費が子ども・子育て支援整備交付金の新規対象となる見込みである。

今回の改正自体は、もちろん歓迎すべきではあるが、なぜここまで対応が遅れたのか、また、病児保育の重要性について、政府はどのように認識しているのか、それぞれについて見解を明らかにされたい。

二 保育所では、子どもの体温が三十七・五度を超えると預かってもらえないことが多い。そのため、保育所に預けた後に熱が出た場合、その都度、保護者が保育所まで迎えに行かなければならない。特に集団保育に入った最初の年は、様々な感染症に罹患しやすく連日熱を出す子どもも多いため、仕事を休まなければ対応できない共働きやひとり親家庭にとって大きな負担となっている。

今回、子ども・子育て支援交付金の拡充により、体調不良児を送迎し、病児を保育するため必要となる看護師雇上費等が補助されることになり、ようやく問題の解消に向けて一歩踏み出した状況である。

そこで、体調不良児の送迎制度について利用者負担の設定や送迎の担当者を看護師に限定するのを含めて、どのような制度設計とされるのか、政府の方針を明らかにされたい。

三 体調不良児の送迎にあたっては、付き添いもさることながら、交通手段についても配慮が必要である。政府は体調不良児の送迎の交通手段については、どのような方針をもっているか。また、体調不良児の送迎の際に、医療搬送の経験のある福祉タクシーを活用することも一案かと考えるが、この提案に関してはどのように考えるか。

右質問する。

平成二十八年四月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育の充実に関する質問に対する答弁書

一について

病児保育事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の三第三項に規定する病児保育事業をいう。以下同じ。）は、子育てしながら就労する保護者への支援として非常にニーズが高い重要なものであると認識している。その上で、病児保育事業は児童が疾病にかかった場合に必要となるものであるため利用児童数の変動が大きいという特性があることから安定的な運営を確保することが課題であるとの

平成二十八年四月十五日 参議院会議録第二十号

質問主意書及び答弁書

指摘や病児保育事業のニーズに応えるだけの基盤整備が十分になされていないとの指摘等があったところであり、政府としては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う病児保育事業が適切かつ円滑に行われるよう財政支援等を行うために、平成二十七年四月一日に施行された子ども・子育て支援新制度において、病児保育事業を子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け、同法第六十八條第二項の規定により、市町村に対し、同法第六十五條の規定により市町村が交付する地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができるとしたり、平成二十八年度から、市町村が行う病児保育事業の施設整備に対する財政支援を行うことができるよう予算措置を講じるなど、当該各指摘の問題点を含め病児保育事業に係る様々な問題点に対して適切に対応してきたところである。

二及び三について

政府としては、保育所等において保育中に体調不良となった児童（以下「体調不良児」という。）の搬送を市町村が病児保育事業として実施する上での在り方については、お尋ねの搬送に要する費用の「利用者負担」の在り方、搬送を行う者を「看護師に限定する」か否か及び「医療搬送の経験のある福祉タクシー」を含めた搬送手段の在り方を含めて、体調不良児の搬送が適切になされるよう今後とも検討してまいりたい。

「仕事・子育て両立支援事業」における企業主導型保育事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

平成二十八年三月三十日

牧山ひろえ

参議院議長 山崎 正昭殿

「仕事・子育て両立支援事業」における企業主導型保育事業に関する質問主意書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に規定されている「仕事・子育て両立支援事業（以下「両立支援事業」という。）における企業主導型保育事業により、政府は平成二十九年度末までに、約五万人の保育の受け皿を整備するとしている。

両立支援事業における企業主導型保育事業に関し、以下のとおり質問する。

一 両立支援事業の対象施設を非正規雇用者が利用することに関して、政府の見解を明らかにされたい。

二 今回の企業主導型保育事業では、保育施設設置の企業で働く非正規雇用者にも、正規雇用者と同じ条件で当該事業所内保育施設の利用が認められるとするのが、制度趣旨に適していると考えている。

従つて、政府は、企業主導型保育事業の対象となる事業所内保育施設について、非正規雇用者も正規雇用者と同じ条件で利用できるという方向性を明確にすると共に、そのための施策を実行すべきではないかと考えるが、それに関する政府の見解如何。

三 厚生労働省の統計によると、平成二十六年度末の既存の事業所内保育施設の児童数約七・四万人の内、半数を超える約五・六万人が病院等が設置している院内保育施設の児童数となつて

いる。それに対し、病院等と同じく、就業者の大きな割合を女性が占める介護事業所では、病院ほど保育施設の設置が進んでいない。介護事業所において、保育施設を整備することは、介護職

の魅力向上の一手段ではないかと考えるが、介護事業所において病院ほど保育施設の整備が進んでいない原因については、どのように考えているか。

四 今回の制度では、事業所内保育施設のキャパシティを有効に利用するため、他社の従業員の子ども等が利用した場合にも運営費を補助するとされている。この制度が始まって、全ての事業所に保育施設が整備されるわけではない以上、望ましい方向性と考え。

そして、当該利用支援にあたって、「各企業との連携やマッチングをコーディネート」するとされているが、この機能がどのような情報に基づいてマッチングを行う予定なのか、明らかにされたい。

また、自治体が運営している「保育施設定員・空き情報検索」のシステム等への登録を奨励するのの一つの方法と考えるが、この提案に関してはどのように考えるか。

両点について、それぞれお答えいただきたい。

右質問する。

平成二十八年四月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員牧山ひろえ君提出「仕事・子育て両立支援事業」における企業主導型保育事業に関する質問に対する答弁書

一及び二について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十二号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六

〔参照〕

四月十四日議長において、左のとおり議席を変更した。

八	中野 正志君
一四	中山 恭子君
二〇	
二〇六	浜田 和幸君

十五号)第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業(以下単に「仕事・子育て両立支援事業」という。)においては、非正規雇用労働者も利用できる施設を助成及び援助の対象とするともに、非正規雇用労働者の監護する乳児又は幼児を含むことができる限り幅広い乳児又は幼児の当該施設への受入れを推進するための所要の措置を講ずることを考えている。

三について
御指摘の「事業所内保育施設の児童数」及び「院内保育施設の児童数」は、都道府県において把握できる限りの児童数を参考数値として集計したもので、全ての事業所内保育施設について集計したものではなく、また、介護事業所における事業所内保育施設に係る同様の数値の集計は行っていないことから、御指摘の統計をもつて直ちに事業所内保育施設の整備状況に関する医療機関と介護事業所との比較を行うことは困難である。

いずれにせよ、仕事と子育ての両立支援は介護職員の離職防止等に資すると考えており、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金も活用し、介護事業所における事業所内保育施設の整備等を引き続き支援してまいりたい。

四について
仕事・子育て両立支援事業に係る助成等の業務については、お尋ねの「各企業との連携やマッチング」の業務も含め、公募により選定した民間団体において実施することを考えているところ、当該業務の具体的な在り方については、選定された民間団体と調整しながら決めていくこととなる。

また、地方公共団体との連携の在り方については、御提案をも踏まえ、検討してまいりたい。